

平成23年第4回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成23年12月7日 開会

平成23年12月9日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成23年第4回新十津川町議会定例会

平成23年12月7日（水曜日）

午前10時開会

◎議 事 日 程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

1) 事務報告

2) 閉会中の委員会所管事務調査結果報告

3) 例月現金出納検査結果報告

4) 随時監査結果報告

5) 行政監査結果報告

6) 定期監査結果報告

7) 一部事務組合議会報告

8) 議員研修報告

第4 町長行政報告

第5 教育長教育行政報告

第6 一般質問

第7 請願第3号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する請願
(内容説明・委員会付託)

第8 請願第4号 T P P 協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する請願
(内容説明・委員会付託)

第9 請願第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願
(内容説明・委員会付託)

第10 議案第50号 新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
(内容説明まで)

第11 議案第51号 平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）
(内容説明まで)

第12 議案第52号 平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
(内容説明まで)

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君	
副町	長	佐川	純	君	
教	育	長	熊田	義信	君
総務課	長	藤澤	敦	司	君
住民課	長	小林		透	君
会計課	長	長谷川	雄	士	君
保健福祉課	長	竹原	誠	二	君
産業振興課	長兼				
農業委員会事務局	長	後木	祥	一	君
建設課	長	岩井	良	道	君
教育委員会	主幹	野崎	勇	治	君
代表監査委員		山本		忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局 長 加藤 健次 君

◎町民憲章の朗読

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗読いたします。
皆さんご起立ください。
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗読してください。
〔町民憲章 朗読〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただいま出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第4回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項等がございますので、報告を求めます。
青田議会運営委員長。
〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君）

〔説明の記載省略〕

- 議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告を終わります。
-

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名をいたします。
5番、笹木正文君。6番、平沢豊勝君。両君を指名いたします。
-

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から12月9日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月9日までの3日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査結果報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の随時監査結果報告、5番の行政監査結果報告、6番の定期監査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

まず、私に関係しております石狩川流域下水道組合議会の報告を申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 11月24日開催の平成23年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の報告をいたします。議案の内容は、報告3件、認定1件、議案1件がございました。

報告は、継続費精算報告、例月現出納検査報告、平成22年度決算に関する資金不足比率について、事務局長及び宮崎監査委員から報告があり、いずれも報告済みといたしました。

認定第1号の平成22年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算概要で予算額4億953万1千円に対し、歳入決算額3億9,734万円、歳出決算額3億9,172万円で、差し引き562万円の余剰が生じ、黒字決算となった内容でございまして、原案どおり認定をいたしました。

議案第1号の平成23年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、人件費、過年度還付金などで277万3千円を増額し、歳入歳出の総額を4億1,959万6千円とするものでございまして、原案どおり可決をいたしました。

以上で、平成23年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 引き続き、中空知広域市町村圏組合議会の報告を、西永勝治君よりお願いいたします。

〔10番 西永勝治君登壇〕

○10番（西永勝治君） それでは私の方から、去る11月25日に開催されました、中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会の決議事項につきまして、ご報告を申し上げます。

日程第1の会議録署名、日程第2の会期の決定、日程第3の行政報告、日程第4の例月現金出納検査報告等につきましては省略させていただきまして、日程第5からの決議事項につきましてご報告を申し上げます。

日程第5、議案第1号、平成23年度中空知広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に対してそれぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算

の総額を2,038万5千円とするもので、この要因は、子ども手当の給与等の改正により職員手当が不足することから補正するもので、財源は、交通災害共済特別会計からの繰り入れで対応するものでございます。

議案第2号、平成23年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計補正予算（第1号）でございますが、これは、歳入歳出予算の総額にそれぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,738万5千円とするもので、これは前段の一般会計へ繰り出した60万円を基金会計から繰り入れするための補正でございます。

日程第6号、認定第1号、平成22年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入2,139万9千円、歳出1,887万円、差し引き258万2千円を翌年度に繰り越すこととなったものでございます。主な歳入では、負担金が1,327万8千円でございます。このうち新十津川町の負担額は111万5千円となっております。全体の8.1%であり、他会計からの繰り入れが700万円。この内訳は、交通災害共済特別会計から350万円の繰り入れ、さらに基金会計から350万円の繰り入れが主な歳入でございます。歳出のうち1,682万円、約85.2%、総務費の中の給与費でございます。

認定第2号、平成22年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入2,034万6千円、歳出1,889万4千円で、差し引き145万2千円を翌年度に繰り越すものでございます。歳入では、会費が907万2千円、2万2,682人で、前年比1,622人の減少となっております。基金会計より1,052万円の繰り入れが主なものでございます。歳出では、事務費が205万円で、共済費、共済見舞金が80件で1,223万円でございます。前年比5件の増加で、死亡が2件、重度障害者が増加しているということでございまして427万円の増加となっております。諸支出金の66万円は、積立金への繰り入れでございます。一般会計からの繰出金350万円が主な歳出でございます。

認定第3号、平成22年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入90万581円、歳出60万4千円で、差し引き24万6,581円が翌年度の繰り越しとなったものでございます。歳入では、基金利息が19万5千円、基金からの繰り入れが50万5千円で、繰越金が26万581円でございます。歳出は、奨学費が45万9千円、基金積立金が19万5千円となっております。

次に、認定第4号、平成22年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入が2,186万7千円、歳出が1,038万5千円で、差し引き1,148万2千円が翌年度への繰越金でございます。歳入では、ふるさと市町村圏基金積立金利子800万円、前年度からの繰越金1,386万7千円がすべてでございます。歳出では688万5千円で、これにつきましては、産業観光振興事業、教育文化振興事業、コミュニティ推進事業等ございまして、一般会計への繰り出し金には350万円となっております。

市町村圏組合の基金総額10億円あるのでありますが、そのうち4億円が国債で、6億円につきましては、国債復興開発銀行債の早期償還付ユーロ債券が6億円ございまして、これは平成19年6月に購入したもので、平成30年に満期になるというふうに聞いてございまして、この資金につきましては、初年度は3.6%の利息がついた利率で、利息が発生したよ

うでありますけれども、2年目以降は変動金利となっております、現在利息は発生しておりません。

以上が、中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会の決議事項でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を、長名實君よりお願いいたします。

〔7番 長名 實君登壇〕

○7番（長名 實君） おはようございます。消防議会の報告をさせていただきます。

まず、報告が2件ありました。1件は例月現金出納検査報告で、もう1件は専決処分でございます。その専決処分の内容につきまして説明をさせていただきます。

9月の13日に消防車が緊急出動する際に、滝川消防署を出てまもなく消防車が故障し、代替りの消防車が現場に走ったということです。この修理代を補正して対応するところですが、緊急車両でございますので専決処分措置をしたということでございます。その結果、修理代は29万4千円ということでございました。いずれも報告2件は報告済みとなりました。

次に議案が2件ございまして、1件は一般会計の補正予算でございます。これにつきましては、皆さんもご存知かと思いますが、補正内容につきましては1,249万8千円を追加し、総額9億7,554万4千円とするものでございますが、この補正内容大きく分けて2つございます。1つは、先の東日本の大震災により消防団員が大勢亡くなってございます。亡くなった方は現在で252名、そして行方不明者が18名、合計で270名に対する共済金の件ですが、一度に大勢の方が亡くなられたということで、共済金が底をつき、急遽全国から集めるということになり、今までは1人千円程度の共済金が今回2万4,700円という掛金を払わなくてはならないということです。滝川広域消防での総額は640万8千円の支出となっております。ちなみに、本町の支出分は234万9千円でございます。

次に消防の広域化の件ですが、無線のデジタル化を進めるための準備費用609万円の費用を補正したわけでございます。

次に議会議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の議案でございます。これにつきましては、国における障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、一部を改正するもので、議案2件とも可決されております。

最後に認定1件ですが、平成22年度滝川地区広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、認定を可とするものといたしました。

以上で消防議会を終わらせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、中空知衛生施設組合議会の報告を、後木幸里君よりお願いいたします。

〔8番 後木幸里君登壇〕

○8番（後木幸里君） おはようございます。去る11月24日に行われました中空知衛生施

設組合議会の報告をさせていただきます。議案につきましては、報告1件、認定1件。報告1件につきましては、例月現金出納検査報告で、認定1件につきましては、平成22年度中空知衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

報告1件の例月現金出納検査につきましては、資料に委ねたいと思いますので、お目通しを願います。

認定1件につきましては、中空知衛生施設組合の平成22年度決算であります。決算の概要を申し上げたいと思います。本組合の平成22年度一般会計は、予算額10億4,643万円で、歳入決算額10億6,399万円、執行率101.7%、歳出決算額10億2,502万円、執行率98.0%で、差し引き3,897万円の余剰金を生じ黒字決算となったところであります。

資料を議会事務局に保管しておりますので、お目通しを願いたいと思いますが、ちなみに、新十津川町の負担分の金額は、火葬場については63万6千円、衛生施設センターについては2,993万2千円、ゴミ処理施設については7,816万5千円、合計1億873万3千円となっているのが新十津川町の持分でございます。詳しい内容につきましては、資料を議会事務局に保管しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

簡単ですが、これを持ちまして中空知衛生施設組合議会の報告を終わりとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知教育センター組合議会の報告を、西内陽美君より願います。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） おはようございます。平成23年11月25日に行われました、空知教育センター組合議会第2回定例会の報告をいたします。案件につきましては、報告1件、議案1件、認定3件でございます。

日程第4で、前田組合長から5月31日に行われました、第1回臨時議会以降の事業及び次の2点につきましての行政報告がございました。

1点目は、空知教育センター組合教育委員会教育委員の3名が、任期の終了を迎える旨の報告でございました。

2点目は、空知教育センターの移転についてでございます。去る9月、滝川市議会定例会におかれまして、旧高等技専跡の土地3万1,139.42㎡と、建物4,901.87㎡の取得購入費用と改修工事实設計費の補正予算を議決し、旧校舎と体育館を教育施設として活用することが決定されました。今後のスケジュールにつきましては、今年度末までに施設改修工事の実施計画を行い、平成24年4月に改修工事着工、7月末に工事を完了し、8月に移転、供用を開始する予定との報告でございました。

続きまして、教育長からセンターの利用状況、研修事業の内容、研修講座の参加状況等を含めた行政報告がございました。

日程第5、報告第1号でございます。例月現金出納検査報告について、宮崎代表監査委員から、議会に監査の結果報告があり、報告済みといたしております。

日程第6、議案第1号、教育委員会委員の任命についてでございます。3名の委員の後

任として、小田真人委員、湯池定暁委員、勝又寛委員が任命されました。

日程第7、認定1号から3号までは、平成22年度空知教育センター組合一般会計、研修事業特別会計、研究事業特別会計の各会計歳入歳出決算の認定でございます。会計別の決算では、一般会計において、歳入1,560万円5千円に対し、歳出1,316万円で、差し引き244万5千円の剰余を生じております。研修事業特別会計においては、歳入615万1千円に対し、歳出489万4千円で、差し引き125万7千円の剰余を生じております。研究事業特別会計においては、歳入536万6千円に対し、歳出450万1千円で、差し引き86万5千円の剰余を生じております。決算認定につきましては、報告済承認をいたしております。

最後に、宮崎代表監査委員から、平成22年度の決算審査の結果、適正に執行されているとの決算審査意見書が提出され、平成23年第2回定例会を終了いたしました。

なお、各会計歳入歳出決算書並びに議案参考資料等は、議会事務局に届けておきましたので、お目通しをいただきたく存じます。

以上で、空知教育センター組合議会の報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

それでは最後に、私が関係しております、11月25日開催されました、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の定例会の報告をいたします。議案の内容は、報告2件、認定1件でありました。

報告は、定期監査報告につきましては、上田正昭監査委員より報告があり、例月現金出納検査報告につきましては、書面にての報告であり、いずれも報告済みといたしました。

認定第1号の平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計の認定については、決算概要で、予算額6億2,902万9千円に対し、歳入決算額1億8,207万6,387円、執行率28.9%、歳出決算額1億4,037万9,771円、執行率22.3%で、差し引き4,169万6,616円となり、繰越明許費の翌年度繰越財源3,325万6千円を差し引くと、844万616円の余剰が生じ黒字決算となっております。内容は、予算現額に対し、歳入決算4億4,695万2,613円の減となっておりますが、これは、繰越明許費の未収入特定財源、繰越金4億4,846万3千円。内訳といたしまして、国庫支出金1億5,876万3千円、地方債2億8,970万円によるものでございます。また、歳出決算も4億8,864万9,229円の減となっておりますが、一般廃棄物焼却処理施設建設事業債4億8,171万9千円を繰越明許費といたして、翌年度に繰越した内容でございます。原案どおり認定いたしました。

以上で、平成23年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） これをもちまして、一部事務組合議会の報告を終わります。

それぞれ事務局の方に議案等、資料が届いていると思いますので、お目通しいただきたいと思っております。

引き続き、議員研修報告を長名實君よりお願いいたします。

〔7番 長名 實君登壇〕

○7番（長名 實君） それでは去る10月17日から10月21日まで、滋賀県の大津市の全国市町村国際文化研修所において行われました研修に参加させていただきましたので、報告

をさせていただきますが、この17日から21日までの間、全部を報告するとなるとかなり時間もかかりますので、この中でただ1つ、私なりに気が付いた件がございますので、その話をさせていただきます。

研修期間の途中で講演があり、2時間ぐらいの講演で講師に立たれたのが、3月11日の東日本大震災で被災した岩手県遠野市の市長でございました。講演は「前例なき地域課題に立ち向かうために」という演題でございました。主な内容は、沿岸被災地の後方支援が目的で、遠野市は岩手県の中でも三陸海岸から内陸に入り、東北自動車道、東北新幹線、そして、国道4号線の三陸のちょうど真ん中に位置する大きな市でございます。遠野市を中心として、平成19年に岩手県主催による総合災害訓練が行われ、津波を想定した災害訓練が行われたそうであります。翌、平成20年に東北6県が加わりまして、再度、遠野市を中心に行われたそうです。それから月日も経たないうちに今回の大震災が発生し、幸いにも災害訓練の成果が役に立ったということでした。

遠野市には、本町でいうとふるさと公園のような大きな運動施設があり、ここに今回の災害対応拠点が設置され、大型ヘリコプターが10基、中・小型のヘリが30基ほど離発着できるような広場があり、そこを中心としてすべての活動が行われたそうでございます。今回の震災では、遠野市の庁舎は被害を受け使えるものではなく、また、職員も大勢被災しており、職員の人数も少ない中で救援活動を行ったということでもございました。

その中で最初に行ったのが、人命にかかわることなので、急遽2名の助産師を採用したそうでございます。使える施設はというと、全ての使えるホテルは、報道関係者が利用していたということでした。津波に遭われた被災者の受け入れは、あいにく遠野市が被災地から遠く離れていたこともあり避難してこなかったわけですが、全国から来てくれたボランティアの方々の宿泊所として、市の使える施設で寝泊まりしていただいたということでもございます。

災害時には、職員がめいめいに物資を調達すると、使わない物まで調達してしまうので、とにかく、最初に必要な物資だけを取り揃えようということでした。ご存知かと思いますが、ポリタンクにはガソリンを入れるのは違法ですが、消防士に被災した車両などからガソリンを抜いてポリタンクに入れて持って来いという命令をだしてしまいましたが、緊急時の初期活動では大変大事だったという話もしておりました。また、足りないものがあれば気が付いた時に、昼夜を問わず店のシャッターを叩いて物資の調達にあたったということでした。

岩手県内には山が多く都会と違い農村地帯は交通が不便です。今回の十津川村もそうですが、十津川村の場合、国道168号線が途絶えるとすべてが途絶えてしまうことになり、田舎はとにかく道路整備が都会よりは必要だというふうに話しておられました。そして、田舎の人は1人1台車を持っているということで、車がなければ移動が困難。まず、日頃から道路整備が必要だと言っておられました。

最後にここに町長がおられますが、遠野市の市長は「こういう場面でリーダーシップが大事でトップになる人はある意味独裁者でなければ役に立たない」。そういうふうに言っ

ておられました。国や県の指示を待っていたのでは、すべてのことが遅れてしまうので、思いついたらすぐ実行することが大事と。

災害時には、素早く対応できるのは行政より民間の方とも言っておられました。確かに、行政は総合的に物事を考えなければなりません、民間はそれぞれの分野で専門職がおられますから、気が付いたことはすぐやれるということで、行政ができないことでも、民間では素早くやると言うことでした。被災者が爪を切りたいと言えば、爪きりを売っている店の人は爪きりを持ってくる。そういうことで、きめ細やかな動き、民間の人のお手伝いがなければ、行政だけではどうにもならないと話しておられました。

以上のようなことで、こういう災害は二度とあってはならないのかなど。わが町は、本当に穏やかなまちでございますが、いつ何時どんなことがあるか分からないので、やはりこういうことは、肝に銘じておかなければならないのかなど、そんなふうにして帰ってきた次第でございます。

なお、研修に参加させていただきまして、特に気が付いたのですが、今回の参加者は54名でございました。その中で、村から来られた方が1名、町から参加したのが11名ということで、ほとんどが大きな市の議員でございました。政務調査費を使って来たという方もおられましたが、できれば町村会による研修があれば、時間外の懇談をするときなど、やはり話がどうも大きな市の人と我々とは話が食い違うので、町村会主催の研修に出席できればもっといろいろな話ができただのかなど、そんなふうにして帰ってきた次第でございます。

以上で、今回の研修に参加した報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議員研修報告を終わります。

以上で日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

ここで、11時まで休憩といたします。

(午前10時48分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◎町長行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、町長行政報告を行います。

町長。

[町長 植田 満君登壇]

○町長（植田 満君） おはようございます。それでは平成23年第3回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に報告書を配布させていただいております。主要な部分のみ申し上げます。ありがとうございます。

まずはじめに、総務課の関係から申し上げます。

叙位・叙勲の関係でございます。去る11月17日、永年にわたりまして滝川地区広域消防

事務組合職員として、地域住民の生命及び財産を火災等の災害から防御するとともに、消防力の強化、充実にご尽力されました元消防指令長、元新十津川町議会議員故山内茂男様が正七位瑞宝単光章を授与されました。明日役場においてご家族に伝達を行うこととなっております。永年に亘りましての御労苦に対しまして、感謝を申し上げたいというふう に思っております。

次に、母村の災害の関係でございます。これまでも機会あるごとにご報告をさせていただいておりますが、今一度母村災害についてのご報告を申し上げます。

台風12号により日本列島は記録的な豪雨に見舞われました。特に紀伊半島は降り始めからの総雨量が2,000ミリを超えるなど、年間総雨量の半分以上の雨量に達した地域もあり、本町の母村十津川村も豪雨により山々が崩れ、要するに深層崩壊でございます。それによりまして死亡者6名、行方不明者6名、重傷者3名と人的、物的に甚大な被害を受けたところでございます。町といたしましては、母村を支援するため9月9日に町及び町内14団体による緊急支援対策会議を開催いたしまして、義援金を募ることといたしました。

また、10月13日に母村を訪問いたしまして、まちからの見舞金、そして、町内外の皆さんから寄せられた義援金と、町内の小中学生が思いを込めて作成した応援フラッグや千羽鶴、ビデオレターなどを届けさせていただきました。災禍の状況を目の当たりにいたしまして、自然災害の恐怖を改めて痛感するとともに、お亡くなりになりました皆さま方に対し心からご冥福を申し上げたいというふう に思っております。なお、行方不明者の一刻も早い発見を願うところでございます。さらに、十津川村が元気を取り戻し、地域と自然が一日も早く復旧されることを願っているところでございます。

また、災害復旧支援のため9月18日から2月間にわたりまして十津川村に派遣しておりました3名の町職員が、11月17日に無事帰町いたしました。使命感を強く持ち、全力で業務を遂行した3名の職員に対し、十津川村長より感謝状が贈呈されるなど、母村と本町の絆を一層深めることができたように思っております。

続きまして、十津川村の災害の義援金についてご報告を申し上げます。

9月の13日から受付を開始した十津川村災害義援金は、町内外のたくさんの方々からお寄せられました。10月15日の第1次締め切り時では1,586万7,360円となりました。引き続き12月31日まで第2次の義援金を募っております。昨日までの数値をご報告申し上げます。累計で1,755万7,390円となっております。義援金を寄せていただきました多くの皆さまに、心から感謝を申し上げたいというふう に思っております。

関連いたしまして、11月26日に母村十津川村出身の前田武志国土交通大臣が来町されました。当日、議会の議員さんにもご出席を願ったところでございます。町内各団体長とも懇談されまして、その後、開拓記念館、そして金滴酒造を見学しまして、同日、帰郷されたところでございます。遅れましたですけれども、改めまして大臣に、この度のご就任に対しての祝意を表したいというふう に思っておりますし、いっそう日本の国家のためにいっそうのご尽力をたまわりたく願っているところでございます。

続きまして、地域公共交通関係について申し上げます。

地域公共交通関係についてでございますが、8月の1日から9月30日まで、徳富・総進方面における乗合タクシー運行と中央バス、上総進線、ふるさと公園線の路線統合を内容とした実証運行を行いました。乗合タクシーについては、64名の利用者登録があり、延べ351名の利用者がございました。今後、この運行実績に基づきまして、本町の地域公共交通のあり方について検証を行う予定でございます。

続きまして、これも災害対策関係でございます。

10月22日、住民の方21名が参加いたしまして、防災教室、避難所体験を実施いたしました。当日、自衛隊滝川駐屯地原田司令による東日本大震災の支援活動について講話をしていただきまして、講話のあとですね、不便な避難所での体験を通し、災害に対する備えについて考えるきっかけとして、段ボールによる簡易避難場所づくり、簡易ランプづくり、非常備蓄食糧の試食なども体験をしていただいたところでございます。

次に、住民課の関係について申し上げます。

人口動態でございます。まず、11月30日現在の人口動態についてでございますが、人口は7,146人で、前年に比しまして93人の減少となっております。世帯数では2,968戸で、前年に比しますと16戸減少してございます。65歳以上の高齢者をみてみまると、2,334人と前年対比で16人増加し、高齢化率は32.7%ということになってございます。また、出生は、本年9月から11月までの間に6人が誕生をされてございます。前年同期で対比いたしますと9人の減少ということでございます。

次に、交通安全及び防犯について申し上げます。

交通事故の発生状況でございますが、9月1日から11月30日までの発生件数は4件、死亡者数はゼロ、負傷者数は5名となっております。なお、平成18年3月22日から続いております交通事故死ゼロが、本年9月11日までで2,000日達成をいたしました。それ以後も町内で交通死亡事故は発生しておりませんので、11月30日現在で、交通事故死ゼロは2,080日となっております。また、9月21日から同月30日まで秋の交通安全運動を、11月16日から同月25日まで冬の交通安全運動を実施し、協力団体等が多数参加していただく中、朝の街頭指導やパトライト作戦なども展開をしたところでございます。

次に、防犯でございますけれども、9月1日から10月31日までの本町における犯罪発生件数は4件ございまして、窃盗が3件、器物破損が1件となっております。まちといまして、安全安心なまちづくりを推進するため、警察及び安全安心推進協会ほか関係機関、団体と連携を図りながら、交通安全の啓発とともに防犯活動の一層の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、環境衛生の関係でございます。

新十津川町環境基本計画に定めました実施計画の、11月30日現在の実施状況でございます。綿製品の回収事業、廃食用油回収事業、それからクリーンキャンペーンの実施事業については、資料に記載されているとおりでございます。また、8月1日から開始いたしました家庭用生ごみ処理機器購入費助成事業では、9月から11月末現在でコンポスト購入助成が16件、電気式生ごみ処理機が5件で、助成額の合計は23万300円となっております。

一方、9月から11月末現在までの本町における不法投棄は2件発生しておりまして、内訳といたしましては、テレビが1件、バッテリーが1件となっております。全体では前年同期の10件に比しまして6件増えているということでございます。今後、パトロールの強化に努めまして、こういった不法投棄の防止に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、ごみ処理施設、先ほど、議長さんから中・北空知廃棄物広域連合における報告がございましたので、重複するかと思えますけれどもご報告を申し上げます。

中・北空知廃棄物広域連合が整備を進めている、ごみ処理施設の建設工事が、平成25年3月の完成を目指し、9月1日から始まっております。現在は、ごみピット底部、底の部分のコンクリート打設や焼却炉、管理棟などの基礎工事のほか、焼却炉やボイラー整備などの工場製作も、今進んでいるところでございます。

次に、町税関係でございます。

現年度課税分の11月末日現在の収納率は、個人町道民税が70.88%で前年度比0.38ポイントの減、固定資産税が84.85%で前年度比1.93ポイントの増、軽自動車税が99.58%で前年度比0.53ポイントの増、国民健康保険税につきましては54.21%で前年度比0.69ポイントの減、後期高齢者医療保険料は61.56%で前年度比1.26ポイントの増ということになってございます。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。

ふるさと学園大学でございまして、ふるさと学園大学につきましては、9月から11月まで3回開催され、延べ435名が受講されました。10月には、ふるさと学園大学の取り組みを学生以外の町民にも知ってもらおうと、全町民を対象とした日曜講座、道警音楽隊コンサートを開催し、学生と町民合わせて340名が音楽隊とカラーガード隊のドリル演奏を楽しんでいただいたところでございます。

次に、レクワーカーの養成講習会の関係でございまして。

高齢者の生きがい及び健康づくりを目的とした、レクリエーション活動の指導者を養成するためのレクワーカー養成講習会を、9月17日より5回にわたって開催いたしました。講習会では、レクリエーションゲーム、クラフト、ダンス、ニュースポーツなどについて学び、25名の申込みのうち毎回10数名の方が参加されまして、レクリエーションが持つ楽しさ、魅力を習得されたところでございます。習得された方々におきましては、それぞれの地域において、こういった普及、浸透を図っていただければ大変ありがたいと思っております。

次に保育園の関係でございまして。

新十津川保育園の運営状況等についてご報告申し上げます。12月1日現在の入園児童数は、0歳児3名、1歳児8名、2歳児12名、3歳児13名、4歳児14名、5歳児13名の合計63名となっております。前年同期と対比いたしますと6名の増ということでございます。このうち広域入所として浦臼町から1名、滝川市2名、札幌市から1名の計4名の児童が入園してございます。また、一時保育の4月から11月までの利用実績ですが、延べ人数で

26名、1カ月平均で3名ほどが利用してございます。児童の主な活動についてですが、11月の5日、町民音楽祭で3歳以上の児童39名が元気に和太鼓の演奏を披露いたしましたし、現在は、12月17日に開催されるお遊戯発表会に向けて、児童全員が練習に励んでいるという状況でもございます。

次に、子育て支援センターの利用状況でございます。

4月から11月の開館日数は164日で、利用者数は、サークル活動で1,197名、一般利用が943名、子育てスクール及び遊びの火曜日への参加が1,421名、合計3,561名となっております。また、子育て中の親の活動を支援するため、子育てボランティアの協力により、小学校授業参観日の託児9回で38名の一時預かり、子育てスクール開催時の託児13回で104名の一時預かりを行ったところでございます。

次に、子ども生活応援事業でございます。

11月末現在で得きっずカードを交付した世帯は、対象505世帯中430世帯となっております。前年の同時期に比較しますと10ポイントの増となっております。なお、11月末現在までに満点となり引き換えられたカード枚数は、399枚ということになってございます。

次に、高齢者の町単独福祉サービスについてご報告を申し上げます。

高齢者に対する町単独福祉サービス事業についてですが、在宅要援護者通院支援につきましては、11月末現在で9名にタクシー券を給付してございます。また、在宅高齢者等の除雪サービス事業では、12月1日現在で39名の方が登録をされてございます。

次に、町民健康づくり対策事業について申し上げます。

町民健康づくり対策事業についてですが、ウォーキングの啓発事業として6月から10月までの5カ月間、からだを動かそうウォーキング作戦を実施いたしました。本年度は、昨年度より97名多い193名の参加登録があり、約6割の113名の方が目標を達成されました。達成された方からの感想を聞きますと、今までちょっとした外出でも自転車や車を使用していたが、なるべく歩くようになり、自分の健康について考えるようになりましとの感想が多く、健康づくりの推進を図る良いきっかけとなったものと思っております。

次に、産業振興課関係について申し上げます。

農業者戸別所得補償制度の関係、これは現政権でもっての目玉事業ということで進められている事業でございます。農業者戸別所得補償制度についてですが、畑作物の所得補償交付金の営農継続支払いで9,767万8千円が8月24日に支払いされ、米の所得補償交付金では5億1,404万2,500円が、水田活用の所得補償交付金では2億9,506万3,600円、交付金合計で8億9,122万6,100円が11月25日に支払いとなっております。

次に、米の出荷状況でございますけれども、これも、それぞれこれまでも何回となく報告をさせていただいておりますけれども、最終確定はまだされておりませんが、11月10日現在について、ここに記載してございますので報告をさせていただきます。

11月10日現在の出荷量は、全体で28万2,329俵となっております。なお、自主流通米の高品質比率ですが28.3%となっております。最終数量、今のところ現在30万9,240俵というふうな数字を農協さんから報告もいただいております。非常に今年度につきましては、

これまでも申し上げておりますように、水稻につきましては、非常に良い成果が上がった年であったというふうに思っております、非常に嬉しく思っているところでもございます。ただ、残念ながら、畑作については期待はずれの感があったということでございまして、明年度につきましては、米、畑作とも素晴らしい成果が上げられることを、今から期待を寄せているところでございます。なお、その表には米の出荷状況、品種別にそれぞれ記載してございますので、お目通しを願いたいというふうに思っております。

次に、農産物のブランド化の推進事業の関係でございすけれども、9月8日に、町内農作物の知名度アップや消費拡大を目指して、地元で採れました農作物を材料とした料理コンテストを開催いたしましたところでございます。

次に、林業関係でございすけれども、町有林事業については、分収造林奥トップ地区で59.45haについて、植栽した後の下草刈りの工事を8月2日に着手し、9月13日に完了したところでございます。富士形山地区では52.99haの間伐を8月23日に着手し、11月28日に完了をいたしました。

有害鳥獣駆除対策事業の関係でございす。

このことにつきましては、エゾシカが26頭、うちくくり罠で6頭を捕獲してございすけれども、エゾシカが26頭、キジバト77羽、カラス156羽、キツネ6匹、アライグマ13匹の駆除を行いました。なお、ヒグマ対策として、ヒグマの目撃情報に対しては、その発生つど防災無線での呼びかけをし、注意看板の設置も行ったところでございす。ヒグマに対する今のところ被害はございせん。

次に、観光振興の関係ですが、観光イベントにつきましては、9月11日に金滴酒造前の橋本買物駐車場で、金滴友好会主催の酒蔵まつりが開催されまして、約2,000人が訪れました。会場では金滴の試飲、販売のほか、農産物、海産物の販売も行われ、思い思いに秋の味覚を楽しんでいただいたところでもございす。また、当日は、JR北海道が主催いたしましたヘルシーウォーキングの参加者が、500名の方でございすけれども、会場に立ち寄っていただいたということでもございす。10月2日には、北中央公園で観光協会主催の第13回しんとつかわ味覚まつりが開催されまして、約1,000人の来場者で賑わったところでございす。山形県産の里芋を使った芋煮鍋の販売、新鮮な農産物や囲い木の販売など、大いに盛り上がったところでもございす。

次に、ファームステイの関係でございすけれども、5月下旬から行っていた中高生のファームステイの受け入れが終了いたしました。本年度は、受け入れ農家数は20戸、学校数で25校、受け入れ生徒数は926名となりました。前年1,024名ですから、若干落ちたということでもございす。これはやはり、震災等の影響等もあるのかなというふうに思っているところでもございす。また、しんとつかわで心呼吸推進協議会では、11月12日、13日の1泊2日の行程で、札幌圏より農村体験ツアー一行38名を受け入れいたしてございす。

次に、特産品販売及びPR事業でございす。

9月17日から19日までの3日間、札幌市東区で行われたサッポロビール株式会社主催のサッポロガーデンパーク秋祭りに参画をいたしました。本町特産品のしいたけやミニトマ

ト、振興公社のお菓子なども販売いたしましたところでございます。また、9月23日から25日までの3日間、東京都渋谷区恵比寿でサッポロビール株式会社北海道本社が主催した、北海道はうまい！北の大収穫祭2011に参画し、本町の農産物を販売いたしましたところでございます。また、北中央公園で観光協会主催の第13回味覚まつりにおいて、本町の特産品のお米のコロッケなども販売したところでもございます。

次に、建設課の関係についてご報告申し上げます。

工事の発注状況でございますけれども、11月末における建築、土木、林業関係の発注済工事は58本、発注済額は8億4,778万8千円となり、発注率は本数で90.6%、予算額対比では83.3%となっております。このうち50本の工事は、検定あるいは現場施工が完了しております。また、青葉団地公営住宅建設工事第4期分8戸は、11月28日に工事が完成をいたしております。11月25日に行われた入居者抽選会には、2LDK4戸、3LDK4戸の募集に対し、2LDKでは10戸、3LDKでは24戸の入居希望がございました。抽選の結果、入居予定者の内訳は、町内在住者が7戸、町外者が1戸となり、入居手続きが終了次第、年内に入居される予定となっております。新十津川小学校の耐震改修及び大規模改修工事につきましても、施工範囲を区分した工事工程によりまして、授業や学校行事に大きな支障をきたさないよう進め、11月18日には工事を完了してございます。

次に、公共土木施設現年度災害復旧事業、公共土木施設単独災害復旧事業でございます。

8月14日から15日までの豪雨により被災した、樺戸川ほか2カ所の被災箇所について、10月17日に第5次の災害査定を受けたところでございます。さらに9月2日から4日までの豪雨で被災した町道士学線ほか1路線、志寸川2カ所の被災現場においても、11月14日に第7次の災害査定を受けておまして、河川については、今後、年度内の復旧を予定し、町道2路線につきましても、平成24年度の融雪後に復旧を予定してございます。また、公共土木施設単独災害復旧事業で対応いたしました7カ所の被災箇所につきましても、すべて発注済みでございまして、その内4カ所の工事が完了してございます。

次に、冬期除排雪の関係について申し上げます。

本格的な冬が到来ということでございまして、11月9日、除雪センターにおいて安全祈願祭が執り行われまして、今シーズンの除排雪作業の安全を祈願したところでもございます。今シーズンの初雪は10月3日に観測されまして、11月30日現在の降雪量を書いておりますけれども、最も新しい今日付けの数値を申し上げます。12月7日現在、降雪量124cmでございます。対前年比45cmの増、積雪深については45cmでございまして、対前年比40cmの増ということになってございます。また、除雪車の出動回数でございまして、前年は1回でございましたけれども、今年度については、もうすでに9回も出動しているという状況下でございます。

次に、老朽化が進んでいた平成7年度導入の除雪トラック10トン専用車1台の更新を行いまして、これは11月の7日に納車となっております。除雪体制の充実及び体制の強化を図っているところでございます。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。
教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） こんにちは。それでは議長のご指示をいただきましたので、第3回定例会以降の教育行政報告を申し上げます。お手元に教育行政報告書を配布させていただいておりますので、主要なものを申し上げます。

最初に教育委員会でございますけれども、3回の定例教育委員会と、1回の臨時教育委員会を開催しております。主だった協議事項を付け加えさせていただきます。

10月28日の定例会では、現在、設計を取り進めております中学校武道場の設計案の報告をいたしました。9月29日の臨時会においては、教育委員会委員長の選挙を行い、委員長に熊澤定男氏、職務代理者に泉水昇一氏をそれぞれ再任いたしましたところでございます。

次に、小中学校関係では、12月1日現在の在籍児童生徒数ですが、9月1日現在と同数ということであります。

次に、小学校のみんなでウォーキング作戦でありますけれども、本道の子ども達の体力が全国平均より比較し低いといわれているなか、本町の小学校高学年の状況を把握するために、10月3日から1週間、歩数計を付けてもらい調査を行いました。その結果、スポーツをする時支障となるので外さなければならない状況もありましたけれども、平均約1万歩という状況でございました。この取り組みは、今後、2年間継続し状況の推移を把握することとしております。

また、12月1日には、玉ねぎを納品している地元農家の方に、小学校3年生を対象に食育の特別授業を行いました。今年の異常気象から工夫や苦勞の話をしていただき、その後、児童全員で翌日のシチューの具材としての小玉たまねぎの皮むきを体験し、小玉たまねぎが丸ごと入ったシチューを、翌日、全児童生徒が美味しく食することができたところでございます。

次に、例年になく特別授業3本について報告をさせていただきます。

まず1本目が、11月15日に、文化庁の時代を担う子どもの文化芸術体験事業の巡回公演として、法村友井バレエ団が、新中の体育館で公演をいたしました。この事業は、優れた舞台芸術を鑑賞することにより、時代の文化の担い手となる子ども達の発想力などの育成を図り、将来の芸術家の育成や芸術鑑賞能力の向上につなげることを目的としている事業で、今回のクラシックバレエ公演は、国内で10カ所での開催の中で、本町がその内の一つとして選ばれたところでございます。新中の体育館の半分が仮設ステージとなり、プロのバレエ団員40名によります、くるみ割り人形などを新中生徒全員が鑑賞をすることができました。生徒や保護者の方々も、男性ダンサーのたくましく豊かな表現とテクニック、一方、女性ダンサーの柔らかく美しく華やかな表現など、普段、鑑賞機会がほとんどない、本

物のバレエ芸術の素晴らしさを満喫したところでございます。

次に、2本目でございますけれども、11月24日、スポーツライターの伊藤龍治先生の道徳の時間、公開授業として講演が行われました。伊藤先生は、昨年、青少年健全育成の集いの講演にも来ていただきましたので、議員各位においてもご承知のとおりかと思っておりますけれども、自称、新十津川町の応援団長と申していただくくらい、何回も本町を訪れていただいております。講師の伊藤先生の夢は、全道の中学校を講演行脚したいということを考えており、その記念すべき第1回目を、新十津川中学校で申し込みをし実現をしたところでございます。加えて、9月の台風12号で甚大な被害を受けた母村に対し、見舞金や職員派遣、さらには、小中学生による励ましの寄せ書きなどを贈ったことも承知しており、そのことが、正に演題のチームワーク、助け合うことの原点を実践したものだとも言っていただきました。また、生徒からは講演を聞き、感動して心が震えましたという純粋な言葉が伝えられ、伊藤先生からは、生徒全員の目の輝き、人の話を聞く態度の見事さ、新十津川中学校生徒は素晴らしいとの評価をいただいたところでもございます。

次に、2ページをお開き願いたいと思っております。

3本目でございますけれども、11月30日に、先ほど町長からも報告のありました3名の母村応援隊員により、母村の被災から復旧に向けての状況や、母村の学校の現在の活動の様子などを、6年生を対象に特別授業を行いました。小中学生から送られた応援フラッグなどが、母村の皆さん方の大きな励みになっているなど、多くの方々からの温かい支援や励ましによって、少しずつではあるけれども元気を取り戻しつつある状況を、子ども達に分かりやすく説明をし、全員が目を引き寄せる内容のもので、母村との絆がさらに深まり、さらには、母村の早い復興を願う気持ちが高まったところでもございます。

次に、全国学力・学習状況調査を9月27日に実施いたしました。その結果については、来月中旬に届くこととなっております。

次に、11月22日、小学校において父母を初め、教職員、管内の教育関係者の方々の参加をいただき公開研究会が行われました。内容につきましては、教育振興会が主催し、自分の考えを伝え合い、深め合う子どもの育成を研究次第として、想像的思考、論理的思考が求められる算数において、お互いに考え、伝え合ったり、深め合いあったりする工夫改善を行い、確かな学力が身につけられることができる実践検証を行いました。これらのことは、他の教科においても分かりやすい授業を構築することを目指し、課題意識や学ぶ意欲を高め、新学習指導要領の基本理念であります、生きる力を育むように鋭意研修、研鑽を重ねているところでございます。

次に、学校教育関係の就学時健康診断を10月13日に実施いたしました。現在のところ、新年度の新入学予定児童数は51名ということで見込んでおり、現新小の1年生と比較すると2名の増加ということでございます。

次に、学力向上関係でありますけれども、12月6日に確かな学び推進会議を開催し、冬季休業中の学習補習サポート、やまびこの実施などについて検討協議を行ったところでございます。冬季のやまびこは、12月28日から始め計4回を計画しており、現段階での参加者

は、小中学生合わせて170名を超える状況になっており、夏の参加者から比較すると3割以上増えている状況になっております。その指導者側の対応としましては、現職教員をはじめ、とっぴ子どもゆめクラブの元教員の方や保護者、学生ボランティアにも協力をいただきながら、指導者人数を増やし体制を整え、増えた児童生徒にも適切に指導できるようにしていきたいと考えております。

次に、学校給食センター関係でありますけれども、9月30日と10月31日の2回は、特別献立として、農産物以外の特産品の活用も工夫しての地産地消の日を設定し、ブルストよしださんのウィナーをはじめ、地元産のしいたけやヤーコン、新米ユメピリカなどを使った給食を提供し、児童生徒に地元の美味しい食材などを味わってもらい、食育の観点から、農業の必要性をはじめ、農作物の大切さや生産者、加工業者などへの感謝の気持ちの醸成をさせていただきます。

次に、新十津川農業高等学校の関係でございますけれども、新聞でも大きく報道されておりますけれども、農業クラブ全国大会において、1年生の大平達也君が、家畜審査協議会において見事優秀賞に輝きました。農業高校といたしましては、同競技においての優秀賞は26年ぶりの快挙でございます。また、2年生の中川梨花さんが、ネットトラブルのポスター部門で、北海道空知総合振興局長賞を受賞、犯罪防止の想いをメッセージとともに書き記したポスターで、現在のIT時代に対応した多発するネットトラブル防止の根絶に寄与するものであり、これらのことなどが農業高校の評価につながり、進学募集に良い影響があるものと信じているところでございます。

もう一点、農業高校3年生、23人の進路状況についてお知らせしたいと思います。今年は、進学希望4人、就職希望が19人と、就職が圧倒的に多い状況になってございます。現在のところ、進学希望者が全員決定をしている状況になってございます。就職希望については、今のところ9人が決定をしており、残り10人が今後の状況でございます。就職難の時期といわれる中にありながら、就職内定の内、滝川市役所、JAピンネ、陸上自衛隊などの競争率の高い職場にも見事内定が届いているのも素晴らしい結果であり、今後、残り10人の高校側の積極的な関わりから、全員の就職が決定することを切望をするところでございます。

次に、社会教育関係でございます。

最初に通学合宿ですが、今年初めての試みとして6年生を対象に、自主的な参加希望を募り実施いたしました。親元を離れ、子ども達だけで家事などの日常の生活を自分自身で行いながら学校に通学し、子ども達の家庭における生活習慣の見直しや、学習習慣のきっかけづくりになるようにしたいとするものでございます。終了日には、参加者から自分でできることは自分で行うなど、自主性、協調性を伸ばすことができた旨の発表もあり、期待していた成果があったことが伺い知れたところでございます。

次に、レインボー講座ですけれども、9月24日、中央区老人クラブの交友会から依頼があり、職員が出向き、楽しみながら軽スポーツを行い、健康にもつながる講座を行ったところでございます。

続きまして、4ページをお開き願いたいと思います。

芸術鑑賞事業についてでございますけれども、いずれも音楽協会主催の事業でございます。9月8日のT J P P A L、ワンダーランドパフォーマンスについては、特に親子連れの入場者が多く、満席となり盛会のうちに終了することができました。10月5日のいちむじんギターデュオは、若干、入場者が少なかったところでございますけれども、ギターの澄みきった美しい音がゆめりあホールいっぱいに響き渡り、ギターの音色に魅了された素敵な演奏であったというふうな感想も聞いてございます。

続きまして、文化協会主催によります町民文化祭関係でございますけれども、展示部門は改善センターにおいて10月28日から30日までの3日間、19団体5個人が出展されました。10月30日には、13団体によります芸能部門の発表が行われ、また、町民音楽祭については、11月5日、9団体1個人の出演にて、いずれも、ゆめりあホールを会場に行われました。議員各位をはじめ、多くの町民の皆さまの参加や鑑賞をいただいたところでございます。11月19日にはアザレアコーラスの定期演奏会が行われました。小学校の合唱団、スノーグリーなどとの共演などが行われ、これまた、多くの皆さん方の鑑賞をいただいたところでございます。

次に、アートの森についてでございますけれども、指定管理者風の美術館の運営によりまして、本年6月2日、プレオープン、7月17日、グランドオープンをし、10月末をもって閉館をいたしました。成長していく文化施設として徐々に浸透してきておりまして、年間1千人の目標でありましたので、予定どおりの来訪者があったところでございます。なお、今年は小学校4年生を対象にした課外授業をはじめ、10月2日には一般向けの、かぜのび体験授業などを行っていただいたところでもございます。来年度に向けても展示品を少しずつ増やしながら、来訪者に喜ばれる施設として創意と工夫を重ねていくというふうに聞いてございます。

次に、開拓記念館につきましては、10月30日に営業を終了いたしました。本年度の入館者は1,138人、昨年と比べ259人の来場者が増加をしたところでございます。増えた要因といたしましては、大きく2点ありまして、1点目が、先ほど町長の行政報告にありましたJ R主催のヘルシーウォーキングの参加者のうち、約120名の方が開拓記念館を見学していただいたということが1点目。2点目が、母村の台風災害の関係から、大きくマスコミに取り上げられたことで、分村である本町の歴史資料を、本州府県や道内各地からも多くの方から見学に来ていただいたことが増加要因につながってございます。

体育施設の関係では、サンウッドパークゴルフ場が当初終了予定の11月3日から週末までの3日間延長し、11月6日をもって営業を終了いたしました。利用者数は1万2,750名と昨年を702名下回る結果でございましたけれども、その内訳としましては、町内利用が約300人増え、町外の利用者が約1千人の減少という状況でございます。減少はしているものの、町内利用が増えていることは望ましい結果だというふうに受け止めてございます。また、利用料金については426万8千円、昨年と比べ30万7千円、率にして6.7%減少をしていることもお知らせしたいと思っております。

次に、ピンネスタジアム、ふるさと公園野球場などの屋外体育利用については、11月14日をもって営業を終了しております。特に、ピンネスタジアム、ふるさと公園サッカーコートにつきましては、サライ宿泊の合宿や札幌市内の少年団などからの利用が、今年増えている状況になってございます。なお、ここに記載してございませんけれども、そっち岳スキー場につきましては、例年、積雪の関係から予定どおりにオープンに至らず、昨年は年末ぎりぎりの12月28日に仮オープンという状況でございましたけれども、今シーズンは久々に予定どおりの12月11日にオープンできる見込みになってございます。

続きまして、6ページをお開き願いたいと思います。

図書館関係でありますけれども、今年は、ご承知のとおり外壁タイル改修工事の関係で開館日数が例年より13日少なく、利用者にご不便をおかけしたところでございますけれども、ご覧のとおり貸し出し冊数、貸し出し人数とも、昨年以上の利用状況となっております。また、行事関係では、特別事業として、10月22日に南極料理人、西村淳さんの講演会などを行い、図書館と読書活動がうまく密接するような活動をしてございます。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育長教育行政報告を終わります。

13時まで休憩といたします。

（午前11時45分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、一般質問を行います。

先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

10番、西永勝治君。登壇の上、発言願います。

〔10番 西永勝治君登壇〕

○10番（西永勝治君） 議長のご指示をいただきましたので、通告をしてあります案件につきまして、町長に質問したいと存じます。

長引く不況と東日本大震災の影響を受けて、国の経済対策が地方にあまり期待できないような状況になっておりますけれども、21年度の繰越事業で約6億9千万円、22年度の繰越事業で6億3千万円と、今年事業をやりましたけれども、この国の交付金事業でかなり地元の事業者の仕事が出回ったのではないかというふうに思うのでありますが、今後、こうした事業が期待できないとすれば、まち独自の地元事業者育成の支援事業、雇用対策事業を講じなければならないというふうに私は思っておりますのでございます。

このことにつきましては、同僚議員が過去に何回か同種の質問をした経過もありますが、地域経済の環境が著しく厳しくなっている現下の状況において、あらためて住宅リフォーム事業、あるいは耐震リフォーム事業、さらにはバリアフリー事業等の助成事業の創設を

して、地域経済の活性化を是非とも図っていただきたく、町長の決断をお願いしたいのでございます。いかがでございましょうか。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今10番議員、西永議員さんからのご質問でございます。商工業者対策についてということで、住宅リフォーム事業を取り入れてはというふうなご質問でございました。

ご指摘のとおり、長引く不況に対する国の施策も、その効果が今のところ見えていないと。加えまして、デフレ、円高問題と厳しい経済雇用情勢が続いているところでもございます。こうした中で、中小企業対策については、これは国もそうでございますけれども、町にとっても大きな課題であるというふうに認識をしております。ただ、一自治体のみで、こういったことを中小企業対策を抜本的に解決するというのは、なかなか至難な状況でございます。

そういった中で、中小企業振興対策といたしましては、これまで、平成10年に条例の全部改正をした、中小企業事業資金保証融資条例と中小企業等近代化促進条例の二本立てで支援を行って参ってきたところでございます。更に、緊急経済対策といたしまして、平成21年度から、先ほど申し上げました、中小企業事業資金保証融資条例の一部を改正し、借り主の最低負担率1%の撤廃や連帯保証人人数の緩和、また、時限措置ではありますが、国や北海道の融資制度を利用している中小企業者に対しまして、利子等の2分の1を1事業者最大50万円を限度として補助も行っているところでございます。

ご質問いただきました、どのような振興策を描いているのかという件につきましては、時限措置ではありますが、緊急経済対策は本年度末をもって終了する予定であります。前段で申し上げました国の経済状況が低迷、停滞している中で、本町における消費動向については、依然として大型店への流出が続いております。

中小企業対策につきましては、毎年、商工会からの要望事項に基づき協議を行いまして予算措置をしているところでございますが、今のところ、町といたしましては、21年度から緊急経済対策として実施しております、町の融資制度の利用者に対する100%の利子補給及び国・道の融資制度の利用者への利子補給など、時限施策を延伸して厳しい経済環境の中で、中小企業者への対策並びに振興策を継続していかなければならないと考えております。今後とも、商工会とも打合せをし、施策を講じてまいりたいというふうに思っております。

今、ご指摘のございました、住宅リフォームについてでございますけれども、本件については、何度となくご質問をいただきました。その都度、個人資産の助成は考えていないということで、お答えを申し上げているところでございます。本年9月の第3回定例会におきましても、5番議員さんからも、耐震化を含めたリフォームのご質問をいただきました。その際には、町の助成があれば国からも補助を受けられる制度があり、耐震化工事が

必要と判断された場合には、工事費に対して一定の補助を受けることもできますので、これらの制度設計を担当課に指示をいたしているというところで、そういうことで答弁をさせていただいたところでございます。

単なる住宅リフォームの助成については、今までの考えに変わりはありませんが、国は今、平成23年度第3次補正予算において、復興支援・住宅エコポイントが再開されました。この制度の中には、住宅の省エネ化も含まれているようですので、耐震化による住宅改修のみならず、省エネ化も取り入れる住宅改修も検討してまいりたいと考えております。この事業の制度化には、対象事業等の内容を精査しなければならないことから、関係課による協議が必要となりますので、そういったような関係課に連携を深めていただいて、こういったことで取り組めるような方向で指示をしているところでもございます。

以上申し上げまして、10番議員さんからのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、西永勝治君。

○2番（西永勝治君） 今、様々な資金対策、助成等もやっているというような、そういうお話もありましたし、資金はもとより、仕事が出ないと業者は資金だけでは仕事にはならない。そこで、私は、町長、後段でこの類のものは個人資産の形成になるので、できないというお話は以前にも聞いております。しかし、個人資産の形成になるということは、私は、あんまり理解できないというのか、ちょっと引かかるのであります。

今、お話は出ませんでしたけれども、共同賃貸住宅促進条例、私は、この趣旨に反対するものではありません。しかしながら、この事業の最高限度額というのは、今年変更しましたから、1申請者に対し最高で600万円を助成することになっております。私は、これの方がはるかに個人資産の形成につながるのではないかと考えておりますし、例えば、リフォーム等の事業で1戸当たりの上限を設けて、わずか10万円か15万円の助成をして経済の活性化のてこ入れすることが、なぜ、個人資産の形成になるのか、私には理解ができないのでありますが、いかかでございますでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 町長。

○町長（植田 満君） 共同賃貸住宅の助成制度につきましては、この制度設計をした段階において、あくまでも、住宅困窮者対策の解消に民間の方々にもご協力いただきたいというふうなことでございますから、今ほど、ご質問のあったような趣旨については、当てはまらないのではないかとというふうに考えております。そのようなことで理解をしていただければというふうに思っております。

ただ、今ほど申し上げましたように、基本的には先ほど後段で申し上げましたように、今、国の制度もこういったような形の中で進めようとしているわけでございますから、耐震化、あるいは省エネ化、こういったようなことを含めての改修といったものは、当然、今後、取り組んでいこうということ考えようとして進めている段階でございますから、そのように理解をしていただければというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 再再質問。

はい、西永勝治君。

○2番（西永勝治君） 最後になりますけれども、私は、過去の同僚議員の質問で、できないと言っているのを、ここで私が質問をしたから簡単にやりますよということにならないということは十分承知しているのでありますけれども、このリフォーム事業、わずか10万か15万円の助成で、経済波及効果というのは、私の調査によれば、助成総金額の約11倍から12倍くらいあるというふうに言われております。また、助成制度があるからリフォームに取り組んだという方が50%から60%もいらっしやるというようなデータもあります。町長は、そこら辺どうお考えになりますでしょうかね。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 先ほど申し上げているように、単なるリフォームについての考えは変えておりませんので理解をしていただきたいと。

そういった中で、前回、5番議員さんからご質問がありましたように、耐震化の關係に併せまして、改修ということについては検討させていただきたいということで答弁をさせていただいております。、そのようなことで、現在、担当課に指示をしているところでございます。国の平成23年度第3次補正予算においても、復興支援・住宅エコポイントが再開されましたということでございますので、この制度の中には、住宅の省エネ化も含まれておりますので、そういったようなことも含めて、耐震化、省エネ化の改修といったものについては考えていこうというふうに考えているところでございます。

ですから、基本的には、単なるリフォームについては、これまでの答弁と何ら変わっておりません。

○議長（長谷川秀樹君） はい。

○2番（西永勝治君） はい、お話は分かりました。しかしながら、ますます厳しくなるこの経済状況の中で、24年度、新年度予算につきましては、中小企業者の皆さん方に喜んでもらえるような、是非とも予算組みをしていただきますことを、節にお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、西永勝治君の一般質問を終わります。

次に、9番、樋坂里子君。登壇の上、発言願います。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しがありましたので、一般質問を2点ほどさせていただきます。

まず1点目ですが、公営住宅の建設についてであります。町長は、今年建設の青葉団地の完成で、公住の建設は当面終了するとしております。今回の青葉団地入居の申込者数を聞くと、先ほど、町長の行政報告にもありましたが、8戸に対して36件の申請があったようでありますし、町外者が15件、町内者が21件とのことであります。これだけの申し込みがあるのであれば、町外者を町内に転入してもらうために、公住建設を今後も続けては行かざるべきでしょうか。

前回の一般質問でも申し上げましたが、人口増のことを考えて建設してはいかがでしょうか。私が議員になった頃は、公営住宅のマスタープランがあり、町内の公住を古い方から順に改築計画を立てておりました。その後、いつからか、公住建設は青葉団地で中止となり、民間での賃貸住宅が主力となりつつあります。

11月10日の文京区における議会報告会に出されていましたが、高齢者用の住宅建設についても、建設費用や家賃設定の予測、町の財政面や高齢者の日常生活を考え合わせると、民間のケアハウスなどの利用が望ましいと区への返事がされております。

私は、民間住宅などははっきり言って高いと思います。多くの高齢者が望むのは、低い年金受給者でも入れる低家賃住宅を望んでいることです。高額年金者は、高い賃貸住宅に入居したり、自分の家を持ったりできますが、低年金者にしたら、少しでも安いところで町内の買物に便利な場所を望んでいます。それらを望むのが無理なのでしょうか。自治体は、福祉や弱者のことを考え行政を執行するのではないのでしょうか。

私は、以上のことを考え合わせて、公住建設を終了するのではなく、継続して行くべきと考えるものですが、町長のお考えをお伺いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今の9番議員さんからの質問、公営住宅の建設についてのご質問をいただきました。それについてお答えをいたしたいと思っております。

今ほどお話ございましたように、青葉団地の建設につきましては、平成20年度から開始して、本年度をもって終了したところでございます。最終年度となった本年度は、8戸に対して最終的に34名の方の申し込みがあり、競争倍率については、4.25倍となりました。その内訳を見ますと、既存の公営住宅に申し込んでいる、いわゆる待機者が18名、新築のみに申し込んだ方が16人となっております。

一方、既存住宅に対する申込状況をみますと、過去3年間は減少傾向にあり、また、平成21年度中に申し込んだ59人のうち、2年間の登録期間を満了した方は2人のみとなっております。こうしたことから、比較的、利便性の良く居住環境が良好の条件を希望されております。条件が整った方は、ほぼ入居している状況にもなっております。

公営住宅の政策につきましては、平成18年に策定した公営住宅ストック総合活用計画を基本に今日まで整備を進め、その後の国の政策や社会情勢の変化に伴いまして、平成24年度からは、新たに公営住宅等長寿命化計画を策定し、維持・保全を重視した、住環境の整備を図るということで、計画的に実施することといたしております。その対応が困難となった時点での建て替えをも含めて、適正な住宅の管理戸数とその維持に努めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、公営住宅の必要数については新築に対する競争倍率のみならず、既存住宅の申込状況にも着目しながら、さらには、民間活力による賃貸集合住宅の需給状況にも配慮しながら、まち全体の住宅政策として取り組んでまいりたいというふうに考え

てございます。

従いまして、これまでの方針どおり、継続的な建設計画については、今のところ考えていないということでございます。そのようなことでお答えをさせていただきたいと思えます。ただ、先ほどご指摘のありました、人口政策については、住宅の確保も大事なことでございますけれども、単なる住宅だけで確保して、定住者、要するに人口が拡大するかという、なかなかそうもいかないという状況下にもありますから、住宅建設が一つの有効的な手段ではありますが、人口政策に直結するかという、なかなかそうではないのかなというふうにも思っておりますので、そのことも付け加えさせていただきながら、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） このことの再質問はございますか。

樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今の町長の答弁の中で、平成24年度からの計画として、公住に係りして維持・保全の話がありましたが、私は、公営住宅の建設は、入居者希望だけの問題ではなくて、今回、建設協会から要望書が上がっておりますが、その中にも、「現在の建設協会の実情をご賢察いただき深刻な事態を打開し、活力ある地域経済を再生するため、特段のご配慮をたまわりたく」とコメントがあります。

今後の公営住宅建替え計画及び一般土木事業計画の早期樹立の要望もありました。私は、これらも考慮して、是非、公住建設を継続すべきだと思います。先ほど、町長が言われました、24年度からの計画をもう少しはっきりとお聞かせいただければなというふうに思いますので、ご答弁をお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） はい、町長をお願いします。

○町長（植田 満君） 今ほど、答弁させていただいたとおり、平成24年度からは新たに公営住宅等長寿命化計画を策定、国もそういう方向で公共施設のあり方を考えており、寿命化、例えば、道路や橋りょうについても同様でございますし、いろんな分野であるものを長く維持しながら使っていこうという流れがあります。もう一度申し上げますけれども、平成24年度からは、新たに公営住宅等長寿命化計画を策定いたしまして、維持・保全を計画的に実施していこうと考えてございますので、ご理解願えればと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） はい、樋坂里子君。

最後の質問になります。

○9番（樋坂里子君） 24年度は公住の長寿命化を考えてということですから、古い住宅を直すとか、そういうことだとは思いますが、私は、財政的なことがあるのだと思うのです。公住を建てるというふうになれば、また数億円のお金がかかりますが、先ほど、10番議員さんが言われていましたように、建設業界の公共事業を考えると、今までの計画がほとんど終わってしまって、今後やる仕事が無いということで、建設協会から要望書も出されているというふうにするのですが、やはり、町として、そういう業者の救済や町内経済のことも併せて、公共事業が具体的にあるのかどうか。もしあるのであれば、町の全体の活性化になるのではないかと思うのです。

建設業界への公共事業が、これからどのような計画がされているのか、最後になりますけど、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 先ほど10番議員さんにもお答えしましたとおり、今、こういった不況の状況でございまして、国は財政的にも非常に厳しい中で新年度予算を策定されるわけでございますけれども、なかなか中小企業対策については、先ほど申し上げましたように、一自治体ですべて解消するということにはなかなかできないと。これは、やはり国や北海道もそういった中で考えていかなければならない大きな課題であるというふうに認識しております。

ですから、町が行う公共事業については、いろいろ制約もされてくると。当然、財政的なものも含んでいるわけでございますから、そういった中で今後取り組んでいくということが必要でございまして、町が単独で行う公共事業を示せと言われると、今、手持ちの資料はございませんので、お答えできませんが、建設業を営んでいる方もおられますし、そこにおられる家族の方も当然おられるわけでございますから、そういったことも十分考慮しながら、これからの事業実施に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、今、差し当たり、年度別に具体的に示すようなことは差し控えたいというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、次の項目に移ってください。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 2点目ではありますが、農業振興公社設立を再考してはという題であります。

仮称の農業振興公社の設立は、町長の今回の選挙公約の1つであり、早期に軌道に乗せて発射したいと思う気持ちは分かりますが、今年はまだ1年目ですし、浦臼町が公社の設立協議から抜けるとのことです。私は、早急に公社設立に踏み切るのではなく、農協が中心となりながら、既存の組織、農協や町でいえば産業振興課や農業委員会などが協力し合い、当面の問題に対処してはどうでしょうか。

J Aピンネの組合員には、浦臼町の住民も加入しております。1つの組合の3分の1とはいえ浦臼の出資金などもJ Aピンネには関係してくると思います。浦臼町では農業生産法人等で対応の話も聞かれます。

今回は、公社の設立ではなく、農業法人などにして国からの助成金等が受けられる方法を考えてはどうかと思われませんが、町長のお考えをお伺いたします。

○議長（長谷川秀樹君） はい、答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 2点目の農業振興公社を再考してはというふうなご質問であったと思います。質問の要旨はそういうことでございましたので、それに対するお答えをいた

したいと思えます。

農業振興公社につきましては、本年の第2回定例会においてもお話をいたしておりますが、公社の構想は基幹産業が農業である我がまちにおいて、後継者不足や高齢化が加速的に進む中で、農家戸数の減少や遊休農地の発生など、地域農業が衰退するおそれが高まっておりますので、この対策として、新十津川町とJAピンネで相談をし、仮称ではありますが農業振興公社の立上げを確認し、その際、JAピンネより浦臼町へも働きかけて欲しいとのことから、浦臼町も含めた3者をもって公社の立ち上げを計画し、本年3月末には担当者により構想委員会から、農業振興公社、仮称でございますけれども、設立に関する調査研究報告書が提出されたところであり、公社の業務といたしましては、1. 農作業の受委託対策、2. 農地の流動化対策、3. 担い手対策の3点が提案されました。

これらの業務を行うため、農業振興公社の設立準備業務を株式会社新十津川総合振興公社に委託し、基本構想、名称、事務所の所在、公社の法人格、基本財産、公社の定款、役員、予算などについて、その素案が7月末に提出されました。

この時点で、この素案について、8月11日に浦臼町、新十津川町の副町長以下、課長、それからJAピンネの方からは専務、常務、参事さんのご出席のもとで素案の審議を行い、共通認識を図りました。

その後も両町の課長職、農協の参事、部長等による検討会を開催しておりましたが、9月22日に浦臼町の町長さんが来られまして、議会と相談の結果、不参加との意思が表明されたところでございます。このことにつきましては、所管の委員会等でもご報告もさせていただいているところでございます。

これを受けまして、9月30日に副町長とJAピンネの専務、常務と打合せを行いまして、浦臼町不参加のあとの進め方について打合せを行い、町とJAピンネとの2団体で設立に向けての検討会を継続することを確認し、10月及び11月に検討会を開催、去る12月1日には、JAピンネの組合長、専務、常務、各部長さんも出席いただき、検討会の協議結果の報告を受けたところでございます。

以上申し上げたことは、所管の委員会にもご報告をさせていただいているところでございますが、ご質問の既存組織の協力により問題に対処してはとのことにつきましては、従来の組織では、十分な効果を得るに至っていなかったゆえに、農業振興公社を計画したものでありまして、JAピンネにおいても、平成21年度から平成23年度の中期経営計画書、地域農業振興計画書において、行政やJA、各農業団体による、仮称、地域農業総合支援センターの設立が計画されておりますので、私といたしましては、積極的に公社の設立に取り組んで参ってきたところであります。今後も、この方針は変わってございません。

また、農業生産法人にしてはという質問でございますけれども、農業生産法人は、農地法で規定されている呼び名で、農地を利用して農業経営を行うことのできる法人であり、主たる事業は農業であることとされておりますので、現在、町とJAが計画している農業振興公社とは、業務内容が異なりますので、農業生産法人には馴染まないと考えてございます。

農地法第2条第3項、農業生産法人とはということで、ちょっと読み上げてみますけども、農事組合法人、株式会社、持分会社で次に掲げる要件をすべて満たしているものをいうということで、法人の主たる事業が農業、その法人の組合員、株主、または組合員がすべて次に掲げるものだと、こういうふうになっているわけでごさいます、この第1項が、このようなことになろうかと思えます。法人の主たる事業は農業ということでございまして、農業生産法人は、今言ったようなことになるわけでごさいます。現在、町とJAが計画している農業振興公社とは、業務内容が、今ほど申し上げましたように違いますので、農業生産法人には馴染まないということでございまして。

町といたしましては、過去に農業生産法人の設立支援を行ってきた経緯もあるわけでごさいます。町も予算措置をいたしまして、そういった農業生産法人に取り組んでいただける農業者がいないのかということで、町も支援をしようということで、支援策も講じてきた経緯もあるわけでごさいますけれども、残念ながら設立に至った経緯はございせんでした。

従いまして、設立の時期につきましては、現時点では、平成23年度中を予定しておりますが、JAピンネの予算執行もありますので、JAピンネとの調整が今少し残っているということで、答弁とさせていただきたいというふうに思っております。以上でごさいます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、再質問、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 農業生産法人は、今町長がやろうとしていることには馴染まないということでありますので、それは別といたしまして、浦臼町に働きかけたのが、農協の方からだということ、今町長が言われたのですが、私は、浦臼町では結局、町民にははっきり説明がされていないということと、農協ではなく新十津川町が先走りをして、そしてJAと一緒に浦臼町も入らないかというような経過になっているのではないかというふうには私は思うのですが。私は浦臼町に十分な協議がなされないで、浦臼町として、町民に対してははっきり説明をされてきているのかなというふうにも思うのです。それで、結局、浦臼町としては、出資金の負担などもあることだから、難色を示して、今回抜けるという結果をだしてきたと思えます。

そこで、先ほど言いましたように、即、公社設立ではなくて、他の方法で様子を見て、是非、浦臼町も参加できるような方法を模索し、最初の目的が達成できるようにしてはどうかと思っております。

最初に言いましたように、町長の公約ではありますし、是非、農業振興公社の設立はしていただきたいとは思っています。これから町長はまだ3年ありますし、組織を立ち上げるのであれば、1つの町が抜けるのではなくて新十津川町とJAと浦臼町が一緒になってできるようなしっかりとした組織を作っていってほしいと思えます。

浦臼町も決して、絶対入りませんよとは言っていないとは思っていますので、やはり新十津川町ばかりが、何か、一生懸命やってるというふうにしかならないので、やはり、浦臼町とも一緒に協議して、そして、JAも参加して農業の振興に発展するような、そういう公社にするべきじゃないかなというふうに思いましたので、もう少しお考えをお聞かせ願

いたいと思いますが、答弁いただければと思います。

○議長（長谷川秀樹君） はい、町長、答弁求めます。

○町長（植田 満君） まず、うちのまちが先走りしているというふうにとれたのですが、そういう意味でおっしゃられたのであればちょっと心外な話でございまして、慎んでもらえればなと思っております。

これはあくまでも、うちが先走ってやっているわけでございませぬので、JAからそういうふうな相談を受けたあとに、浦臼町さんも同じ悩みを抱えており、農業を基幹とした町でございましてから、浦臼町さんにもお話を持ちかけたところです。私は、直々に浦臼町の町長さんに言いましたが、何も強要するものでもございませぬし、これからの農業についてお話をさせていただきました。浦臼町の町長さんも、それであれば、今、浦臼町も同じ問題を抱えていて、同じ形の中で取り組んでいきたいという意思表示もございましたので、先ほど経過説明しましたが、本年の3月末から担当者によって、いろいろと積み上げてきた結果がこういった形になってきているわけでございましてから、そのことを理解していただきたいなというふうに思っております。

今後につきましては、やはり、今、担い手対策といったことにつきましては、今日困っているから明日からすぐ。例えば、お店からそういったものを買ってきて、すぐ調達できるといったようなものではないのです。一定の時間もかかるわけでございましてから、今から取り組んでいかなければ、そういった場合に直面した時には遅くなってしまいますので、何とか担い手対策や、農地の流動化は早いうちから取り組んでまいりたいということで、農業振興公社の立ち上げを早期にと考えております。そのようなことをご理解願えればと思います。

○議長（長谷川秀樹君） はい、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 先ほど町長が、農業振興公社の設立について最初の取り組みからいろいろ説明していただきました。私も資料を持っておりますので、それは分かりました。

それで、今回その中で審議事項ということで、8点くらい載せられているわけですが、浦臼町が抜けた中での基本計画、それから、代表理事だとか事務所の所在地、基本財産、評議員とか理事の設定、それから公社設立時の評議員選定委員会、外部委員の選任について、それから公社の派遣職員について。また、平成23年度の公社予算案まで審議事項ということで8点が載っておりますが、町としまして、これらのことを進めるに当たり、今回の予算には載ってきておりませんが、だいたいどのくらいの予算を見立てて、これらの審議事項を進めていこうとされているのか、その点について、最後、ご質問いたしますのでお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

○町長（植田 満君） 先ほど答弁漏れというか、浦臼町さんにつきましては、今後も同じような課題を抱えておりますので、今は時期尚早であるというふうな浦臼町長のお話でございましたので、必要性は十分認識していると。いずれ浦臼町もそういった中で、加入してもらえるのでなかろうかなというふうに考えておりますので、その時には、あえて拒

むものではございませんので、共に地域農業を振興させていく目的がございますので、そういったようなことの中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それと、8項目についてというふうなお話でございました。先ほど申し上げましたように、現時点では、23年度中を予定しておりますけれども、JAピンネさんとの予算の執行の関係もでございますので、まだ、十分詰まっていないうものもございまして、これについては、今、ここでもって答弁を申し上げる訳にはいきません。お答えすることには、ならないと思っております。

ただ、出資金については、今、500万円を計画してございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、3回の質問が終わりましたので、以上で、樋坂里子君の一般質問を終わります。

次に、2番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 議長の許可をいただきましたので、2点質問をさせていただきます。

1点目は、超高齢化社会に備えた施策についてでございます。

平成23年3月末に、町内の総人口に対する65歳以上の人口、高齢者比率が32.31%に達しました。午前の町長からいただきました行政報告の中で、最新の数字が11月現在、32.7%に至ったとのことでございます。

このような状況のわが町において、概ね65歳からを対象とした現行の高齢者支援施策では、超高齢化社会への対応は困難になるであろうと想定します。もちろん、高齢化は大変喜ぶべきこと、おめでたいことですので問題ではありません。

着目しなければならないのは、高齢化が進んだ社会が抱える問題、課題であります。医療費の増大が招く国保税の負担増。また、低所得者への生活保障もほおっては置けません。また、地域経済活動の低下を招く、労働力の減少も深刻な問題です。

これに対し、町では予防に重点をおいた健康づくり事業や、癌などの検診事業などを展開したり、個人の様々な実情に対する支援、助成などの対策を講じてくださっています。私たちも、若い時期から、将来、自分自身に起こり得ると予想できる問題を回避するために、健康に留意した生活環境を整えたり、貯えをしたり、あるいは趣味や学習を楽しんだり、町内会、サークル活動、ボランティア活動などを通じて、地域社会への参画に取り組むなどして、老後に備えて、自分でできることは自分でという自助努力に励まなければなりません。

ただ、労働力の減少は大きな問題でありながら、なかなか歯止めがきかないのには、定年制などの社会的仕組みや、加齢による体力等の衰えなど、ある意味いたしかたない理由によるところが大きいからだと推測されます。

そこで、昨今社会の中では、労働力、つまり、生産年齢人口を増やすための方策として、実際の人間の数ではなく、65歳から74歳の前期高齢者と呼ばれる方々が、まだまだ就業が可能で、社会でも様々な活動に参加できるため、保護より参加の視点にたった高齢化対策

を講じ、生産年齢人口の奥に組み入れていくべきではないかという認識が広がり始めています。

我が町におきましても、10年後、20年後を考えます時、高齢者用の就労機会の確保や、地域に密着した企業への支援も高齢化社会を支える重要な柱の1つになるのではないかと考えます。働いている、社会の役に立っているという思いは人の大きな喜びであり、生きる支えでもあります。生きがいつくり支援の視点からも、就業意欲の高い方々に対して、定年後の何年間かを仕事や社会活動に費やす社会基盤を提供することは、若い時期から高齢期まで途切れることの無い、一貫性のある高齢化対策であると位置づけられるのではないのでしょうか。

さらには、若い世代への負担を軽減するためにも、給付型の福祉政策が特出した高齢者支援から、まだまだ健康で、体力、知力共に元気なうちは自らも働いて負担する、地域での役割を担うという仕組みづくり支援が必要になってくると考えますが、町はどのようにお考えになられますか。

ご高齢の方々の雇用の場を創出できないかとか、すぐ施策事業に盛り込めないかといった趣旨の質問ではございません。まちの高齢化社会に対するお考えや、方向性などをお示しいただきたく質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） それでは、超高齢化社会に備えた施策についてということで、2番議員さんの西内議員さんからのご質問でございますけれども、先ほど、10番議員さんにもお答えしてあったとおり、今現在、デフレ、円高問題ということで、非常に厳しい経済雇用情勢が続いているということでございまして、今、実はハローワークに資料をいただいたものがございまして、年度は平成22年度になりますけれども、これは、うちのまちではなくて、滝川のハローワークの区域の全体の数値でございまして、企業数が95、常用労働者数が1万3,184人で、うち高齢者数が1,466人ということで、雇用率が11.1%ということですから、非常に低い率にあるということでございます。

加えまして、先ほど、午前中に教育長の行政報告でもありましたとおり、新十津川農業高校の生徒さんの就職率も、19名のうちまだ9名しか就職が決まっていないというふうな状況下にもありまして、むしろ、高齢者そのものも大事でございまして、若年労働者の就職が非常に、今、厳しい状況下にあるということですから、そういったことも含めて、雇用対策といったものにつながるのかなというふうには感じてはおりますけれども、なかなか今、即刻にですね、雇用対策、即、効果的な対策を発揮するということには、ちょっとなかなかいかないのかなというふうな感じもいたしてございます。そこで、ちょっと少し長くなりますけれども、これから答弁をさせていただきたいと存じます。

ご指摘のとおり、超高齢化社会、その対策ということでございますけれども、高齢化につきましても、現在策定中の第5次総合計画で、将来の指標値では5年後の平成28年には、65歳以上の割合が2,700人で40%を超え、10年後の平成33年には45%に近づくような数値と

なっているところであります。また、空知中部広域連合で策定中の第5次介護保険事業計画の3年後の平成26年度の本町の要介護、要支援者数は、354名と推計されておりまして、現在よりも15名の増加を予想されております。

年をとっても住み慣れた地域で暮らし続けることは、町民、これは誰しもが願っているところでございますので、必要な介護や保健福祉サービスを受けつつも、地域社会の一員として、いつまでも尊厳が保持され、その人らしい生き方をすることが求められております。ご指摘のように、高齢化の進行によりまして、生産年齢人口は年を追うごとに減少もしてございます。経済活動の影響は避けられないと考えますが、また、子どもの数が減少することによって、次の世代に対する不安感は増大していくことも、当然、予測もされるというふうなことでございます。

若い世代や現役世代の負担を少しでも軽くするため、福祉的給付型から高齢者自らが働いて負担をしたり、地域社会の役割を果たすことは、これからの社会のあり方の一つとして重要な考え方の一つであるというふうに考えております。今、国も税と社会福祉の一体化ということで検討されておられますし、さらには、定年制の延長ですとか、年金の受給開始を後ろに延ばすだとか、そういったこともいろいろと国の方でも議論をされているようでございますけれども、それはそれといたしまして、そのような状況にもあるということでございます。

そのためには、老後の備えであります。行政が行うばかりでなくて、地域、コミュニティで実現するものや、個人や企業が行うものに分けられると考えてございます。行政が行うものとしましては、スポーツや文化活動を奨励することにより、若いうちから趣味を持ち、老後の生きがいや特技として生かすことは素晴らしいことであるというふうに思っておりますし、将来、病気にならないように健康づくり、健診を通して、健康な心身を保持することは将来の医療費の削減、先ほどご指摘のあったとおりでございます。医療費の削減にもつながるということでございます。

また、地域、コミュニティで実現するものとしては、行政区や各町内会活動に積極的に参加をしていただきまして、相互扶助や地域貢献の必要性を習得し、個人や企業活動においては、資産形成や資格の取得につながると考えてございます。若いうちから、老後に備える自助努力の支援を期待されているようでございますけれども、若い人は、今、子育てや生活に一生懸命に取り組んでおられているということでございます。個々のライフワークもそれぞれ異なってくるので、なかなか難しい状況にあるのかなというふうに思っております。

ご質問の元気な高齢者の所得の収入、就業機会の確保については、総合計画にも掲載させていただいておりますが、高齢者の生きがい対策の中で、高齢者のいきいきとした活力あふれる姿を持続していただくために、若い時に培った豊かな経験や技術を生かして、ものづくりや各種講座を通して、技術の習得などの機会を拡充して参りたいというふうに考えております。

また、奉仕活動などの社会参加を積極的に促し、おおいに存在感を発揮していただきました

いというふうに考えております。いずれにしても、雇用というより、生きがい活動を通して高齢者の皆様と相談しながら、必要なものについては取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、そのようなことで、ご理解を願えればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はありますか。

はい、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 今町長のご答弁をいただきまして、改めて、社会全体で取り組んでいけるような仕組みづくりに、町民の側からも動いていくということがとても重要であること、それこそが協働のまちづくりであるとの認識を深めたところでございます。

今後、自分達でできることは何があるかということへ、取り組みづくりにはいろいろと模索をしていきたいと存じます。再質問はございません。

○議長（長谷川秀樹君） 次の質問に移ってください。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） では2点目の質問に入らせていただきます。

2点目、レクリエーション・ワーカー養成事業の充実について質問をさせていただきます。

今年度、高齢者支援対策の新事業として、高齢者が自主的に健康づくりや生きがい対策に取り組めるよう、各地域におけるレクリエーションなどの指導的役割を担うリーダーを養成する目的で、レクリエーション・ワーカー養成講習会が開催されました。

当初、20名の定員でしたが、老若男女、計24名の登録で、ゆめりあを会場に9月から11月にかけて5回の講習でございました。滝川レクリエーション協会のインストラクターを講師に迎えて、レクリエーション意義や効用を学んだり、ダンスや体操、ペットボトルや空き容器を使った工作、ゲームやニュースポーツを体験いたしました。

特に、ニュースポーツの講習時に、講師が持参し、利用した器具は、幼い子どもから高齢の方、障がいをもつ方など、全ての方々が使えるユニバーサル使用のものでございました。用具を使わないゲームや手遊びなども教わりましたが、それはレクリエーションの対象者、参加者の関心を引き寄せたり、様子を伺いながら、即、ゲームの内容やルールを変えていかなければならないとのことで、かえって高度な技術を要する印象を受けました。

参加者からは、町内会の総会で懇親会と兼ねてレクリエーションを取り入れたいとか、来年度も開催してほしいとの声があり、この事業が一定の効果があったと評価いたします。ただ、問題点が2点生じました。

参加者からの反応、要望の高かった用具が、ゆめりあには置いていないということが分かりました。使いたければ個人、または、単位団体等で購入しなければならない、値段も結構高いということが判明いたしました。

それでは、滝川レクリエーション協会からお借りすればいいのではないかと考えますが、これが2点目でございます。滝川レクリエーションの事務局は、砂川市の慈恵会病院の中に設置されておまして、用具もそこに保管されているとのことでございます。運動不足

や閉じこもりがちになる冬こそ、室内レクリエーションを体力づくりや地域でのコミュニケーションづくりに活用していただきたいと望みますが、雪道を砂川市まで行かなければならないとすると危険を伴いますし、足も遠のいていくばかりと考えます。

せっかくの事業でございますから、講習会の中で体験したユニバーサル使用のゲーム用具の2点ぐらいは町で購入して、養成講習会の参加者が地域に戻ってレクリエーション活動をスムーズに進められるよう、ご理解、ご高配をいただけないでしょうか。

また、ほかに町が所有する用具等がありましたら一覧にまとめ、町民の皆さんに公開し、貸し出しを希望する際に窓口を1箇所にして、提示するなどしてはいかがでしょうか。お伺いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） レクリエーション・ワーカー養成事業の充実ということでもって、用具の購入、整備する考えはないのかということでございます。

この事業につきましては、平成23年度、こういったことを取り入れて、高齢者の皆さん方がそれぞれ元気で地域でもって生活をしていただくという狙いをもって、この事業を始めさせていただいたところでもございます。

まず、レクリエーション・ワーカー養成事業であります。我がまちにおいても、高齢化に対応した社会を構築する必要があることから、高齢者の元気づくりを進める手段といたしまして、第2期目の社会福祉施策の一つとしてさせていただきました。養成講座については、2番議員さんも参加いただいたとのことであり、充分ご承知のこと存じますが、9月17日から11月26日までの5回にわたりまして、滝川レクリエーション協会の協力を得まして、実施をさせていただきました。これは今ほど、お話のあったとおりでございます。町内に住所を有する方及び町内に勤務する25名の受講生が参加されまして、毎回インストラクターになるための修了証を発行したところであり、大変満足されていたようでもございます。この後は、レクリエーション指導者としての資質向上のため、いくつかの講習会や実技指導を経験した上で、保健福祉課、教育委員会及び住民活動部局とも連携をし、地域や団体行事に出向きまして、レクリエーション・ワーカーとしての役割を果たしていただきたいというふうにも考えております。

ご質問のレクリエーション用具でございますけれども、現在、教育委員会において、ペタンクや長縄跳びなど11種類の用具を整備しておりまして、その貸し出しも行っているところでございます。また、団体や地域向けの貸し出しリストも完成いたしましたので、有効に活用願いたいと考えております。

新しいレクリエーション用具の購入・整備でございますけれども、レクリエーションには、用具を使わないゲームやダンスなどもありますし、また、レクリエーション用具を効果的に活用するには、その使用方法やルールを習得していただかなければなりません。

いずれにいたしましても、その目的や対象によって、レクリエーションの種類や組み立

でも変わってくることにもなります。現在、レクリエーション・ワーカーの養成及び資質向上を図ることが急務と考えておりますので、用具については、その必要に応じて整備してまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はありますか。

○2番（西内陽美君） 再質問はございません。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終了いたします。

14時15分まで休憩といたします。

（午後2時00分）

〔演題撤去〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後2時15分）

◎請願第3号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、請願第3号、平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する請願を議題といたします。

紹介議員であります山田秀明君より、提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、山田秀明君。

〔4番 山田秀明君登壇〕

○4番（山田秀明君）

〔説明の記載省略〕

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましては、新十津川町議会会議規則第92条第1項の規定によりまして、所管の経済文教常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって請願第3号、平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する請願は、経済文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願第4号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、請願第4号、TPP協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する請願を議題といたします。

紹介議員であります安中経人君より、提案理由並びに内容の説明を求めます。

1番、安中経人君。

〔1番 安中経人君登壇〕

○1番（安中経人君）

〔説明の記載省略〕

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましては、新十津川町議会会議規則第92条第1項の規定によりまして、所管の経済文教常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって請願第4号、TPP協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する請願は、経済文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願第5号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、請願第5号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願を議題といたします。

紹介議員であります後木幸里君より、提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、後木幸里君。

〔8番 後木幸里君登壇〕

○8番（後木幸里君）

〔説明の記載省略〕

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましては、新十津川町議会会議規則第92条第1項の規定によりまして、所管の経済文教常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって請願第5号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願は、経済文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第50号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第50号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第50号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

新十津川町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更する。

提案理由でございます。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） ただいま上程いただきました議案第50号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、内容の説明をいたします。

議案の次ページにあります、別紙で市町村計画の変更前と変更後を対比して整理しておりますので、こちらをご覧くださいと存じます。

現在の新十津川町過疎地域自立促進市町村計画は、平成22年4月から過疎地域自立促進措置法が6年間延長となったことから策定し、昨年の3定で議決いただいたところでございます。

今回は平成23年度以降に実施する過疎地域自立促進特別事業。いわゆる、ソフト事業の事業名追加が主たる変更ですが、一部事業内容の追加についても整理したものでございます。なお、変更に係る北海道との協議につきましては、11月18日に了しておりますので、ご報告申し上げます。

はじめに区分1、産業の振興では、（1）の基盤整備に水利施設整備事業（新十津川）と、（9）過疎地域自立促進特別事業に融資制度資金利子補給支援事業を追加するもので、（10）その他の農地・水保全管理支払交付金と未来につなぐ森づくり推進事業は、それぞれ現行から名称変更となったものでございます。

次に、2、交通通信体系の整備。情報化及び地域間交流の促進と、3、生活環境の整備の事業名に、それぞれソフト事業であります過疎地域自立促進特別事業を追加して、市街街路灯維持管理支援事業と、町有施設解体事業を搭載するものでございます。

最後は、6、教育の振興の（4）過疎地域自立促進特別事業に高校教育振興事業を追加するものでございます。

いずれも、本計画を搭載することによりまして、財政的に有利な過疎債を充当することができることとなりますので、この点についてご理解をいただいて、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第50号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第51号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第51号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第51号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）でございます。

平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,211万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億965万9千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるでございます。内容につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第51号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）となります。内容の説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括、歳入であります。補正のある款のみ申し上げます。

15款、国庫支出金。補正額315万円、計4億3,898万1千円。

16款、道支出金。補正額177万8千円、計3億318万6千円。

19款、繰入金。補正額1,718万2千円、計3億2,087万8千円。

歳入合計、補正額2,211万円であります。計55億965万9千円。

続きまして、歳出であります。

2款、総務費。補正額72万4千円、計6億752万1千円。財源内訳、72万4千円、すべて一般財源であります。

3款、民生費。補正額454万4千円、計6億7,934万6千円。財源内訳、特定財源で国道支出金414万8千円、その他財源37万8千円、一般財源は1万8千円であります。

6款、農林水産業費。補正額114万9千円、計2億7,374万4千円。財源内訳、特定財源、国道支出金78万円、一般財源36万9千円であります。

7款、商工費。補正額1,500万円、計1億7,270万3千円。財源内訳、一般財源1,500万円

であります。

10款、教育費。補正額69万3千円、計3億1,105万円。財源内訳、一般財源69万3千円。

歳出合計、補正額2,211万円、計55億965万9千円。財源内訳、特定財源、国道支出金492万8千円、その他財源37万8千円、一般財源1,680万4千円であります。

次に、歳出の内容を申し上げます。15ページ、16ページをお開き願います。

2款1項3目財産管理費。補正額42万円、計2億4,108万5千円。財源内訳、すべて一般財源であります。内容を申し上げます。6番、電子機器管理事務42万円。これにつきましては、現在、整備されております全国の自治体総合接続のLG1とっておりますけれど、総合行政ネットワークというシステムでありますけれど、この機能の向上対策に伴いまして移行する手数料でございます。

5目企画費。補正額30万4千円、計3,043万円。財源内訳、すべて一般財源であります。内容を申し上げます。9番、中央バス運行支援事業30万4千円。これは、中央バスに対する運行負担金補助金でありますけれど、この補正でありますけれど、JRバスから代行線の3路線、この収支実績、これは昨年10月から本年9月までの1年間でありますけれど、この収支実績に伴いますものと、単独補助路線2路線ありますけれど、この決算に伴いましての不足額を負担あるいは補助をするものでございます。

続きまして、17ページ、18ページとなります。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額6万3千円、計8,667万3千円。財源内訳は、すべて一般財源であります。内容を申し上げます。12番、民生委員児童委員協議会活動支援事業6万3千円。これは、民生委員協議会が全国表彰を受けましたので、この表彰式出席のための旅費相当額の交付でございます。

2目高齢者福祉費。補正額37万8千円、計1億6,622万8千円。財源内訳、その他財源で37万8千円、地域福祉基金繰入金でございます。内容を申し上げます。16番、共生型施設整備事業37万8千円であります。これは、社会福祉法人明和会が解体いたしました旧吉野園の施設の部分につきまして、浄化槽の基礎部分が当初見込みより増加していたことから経費の不足分を増額するというものでございます。

3目障害者福祉費。補正額はゼロ、合計は変わりありません。財源内訳は、国道支出金8万9千円、これは道の生活のしづらさなどに関する調査業務委託金であります。これに伴いまして、一般財源は減額であります。財源の更正でございます。

3款2項1目児童福祉費。補正額410万3千円、計2億2,891万7千円。財源内訳は、国道支出金で405万9千円、これは国で地域子育て創生事業交付金が315万円、道の子育て支援対策事業費補助金が90万9千円、一般財源は4万4千円。内容を申し上げます。10番、子ども手当システム改修事業315万円あります。これは、今年10月から子ども手当の支給内容が変更となっておりますけれど、それに対応するシステムの改修費用でございます。11番、子育て支援対策事業95万3千円。これは、道の補助金を活用して、子育て支援事業にフードモデル、これは献立模型というものでありますけれど、これらを備えること、また、ゆめりあの障がい者トイレにベビーシートを取り付けるというものでございます。

次のページ、19ページ、20ページとなります。

6款2項1目林業振興費。補正額114万9千円、計2,037万8千円。財源内訳は、国道支出金78万円。これは、未来につなぐ森づくり推進事業補助金が36万3千円、森林整備地域活動支援交付金が41万7千円、一般財源は36万9千円であります。内容を申し上げます。12番、未来につなぐ森づくり推進事業59万2千円。これは、当初見込みより地すべり地域などでの新植、新しく植える面積が増えたことから補助金を増額するものでございます。14番、森林整備地域活動支援交付事業55万7千円。これは、森林所有者の移動等によりまして、森林施業計画の変更認定に伴う交付金を増額するものでございます。

続きまして、21、22ページとなります。

7款1項1目商工振興費。補正額1,500万円、計6,890万9千円。財源内訳、一般財源1,500万円であります。内容を申し上げます。11番、商工会館移転整備支援事業1,500万円であります。これは、商工会の事務所についてはご承知のとおり、ゆめりあの建設に伴って、当時、使用しておりました会館を解体したことから、現在の施設に移っていただいておりますけれども、この施設が経年により修繕の必要が出てきたこと、また、中央商店街振興の上から、空き店舗となっている建物を取得し、商工会事務所として活用したい旨の商工会から要望のあったところであります。町としましても、まち並み整備のことから、取得費と改修費用の2分の1、1,500万円を限度として交付するものというものでございます。

続きまして、23、24ページ。

10款3項1目学校管理費。補正額69万3千円、計3,859万6千円。財源内訳、一般財源69万3千円であります。内容を申し上げます。1番、中学校校舎等維持管理事業69万3千円。これは、中学校の体育館の補助暖房機として使用しております、温風暖房機が修理不能ということになったことから、取り替えをするものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。どうぞよろしくご審査たまわりますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第51号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第52号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第52号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第52号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところ

による。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,394万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

同様に内容につきましては副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） 上程いただきました議案第52号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）となります。内容の説明をいたします。

4ページ、5ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。まず総括歳入であります。補正のある款のみ申し上げます。

3款、繰入金。補正額130万円。計1億3,344万4千円。

歳入合計、補正額130万円、計3億6,394万円。

続きまして、歳出。

4款、諸支出金。補正額130万円、計195万2千円。財源内訳、一般財源130万円でありま

す。歳出合計、補正額130万円、計3億6,394万円。財源内訳、一般財源130万円であります。

次に、歳出の内容を申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。

4款1項1目一般被保険者保険税還付金。補正額130万円、計190万円。財源内訳、一般財源130万円であります。内容を申し上げます。1番、一般被保険者国保税過年度分還付金130万円。これは、過年度に遡って他保加入等によりまして、資格喪失される被保険者のいる世帯への納付保険税を還付するものでありますけれども、予算が不足するというところからの増額であります。

以上で、内容の説明を終わります。どうぞよろしくご審議たまわりますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第52号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、8日は議案審査のため休会となっております。9日は、午前10時より開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労さまでした。

(午後 2 時57分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成23年第4回新十津川町議会定例会

平成23年12月9日（金曜日）

午前10時開議

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 委員会報告第3号 経済文教常任委員会審査報告（請願第3号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する請願）
- 第3 委員会報告第4号 経済文教常任委員会審査報告（請願第4号 TPP協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する請願）
- 第4 委員会報告第5号 経済文教常任委員会審査報告（請願第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願）
- 第5 議案第50号 新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
（質疑、討論、採決）
- 第6 議案第51号 平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）
（質疑、討論、採決）
- 第7 議案第52号 平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
（質疑、討論、採決）
- 第8 意見書案第4号 免税軽油制度の継続を求める意見書
（説明、質疑、討論、採決）
- 第9 意見書案第5号 原発に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書
（説明、質疑、討論、採決）
- 第10 意見書案第6号 市町村国保への国庫負担の抜本的増額を求める意見書
（説明、質疑、討論、採決）
- 第11 意見書案第7号 平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書
（説明、質疑、討論、採決）
- 第12 意見書案第8号 TPP協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する意見書
（説明、質疑、討論、採決）
- 第13 意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
（説明、質疑、討論、採決）
- 第14 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君	
副町	長	佐川	純	君	
教	育	長	熊田	義信	君
総務課	長	藤澤	敦	司	君
住民課	長	小林		透	君
会計課	長	長谷川	雄	士	君
保健福祉課	長	竹原	誠	二	君
産業振興課	長兼				
農業委員会事務局	長	後木	祥	一	君
建設課	長	岩井	良	道	君
教育委員会	主幹	野崎	勇	治	君
代表監査委員		山本		忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局 長 加藤 健次 君

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
ただいま出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、会議規則により議長より指名をいたします。
7番、長名 實君。8番、後木幸里君。両君を指名いたします。
-

◎委員会報告第3号の上程、報告、質疑、討論、採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、委員会報告第3号、経済文教常任委員会審査報告、請願第3号、平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する請願を議題といたします。
本件につきましては、審査結果が議長宛に報告されておりますので、所管経済文教常任委員会から報告を求めます。

経済文教常任委員長、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

- 経済文教常任委員長（山田秀明君） おはようございます。議長の指示でございますので、報告いたします。

委員会報告第3号。経済文教常任委員会審査報告書。本委員会に付託の請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。議案の番号、請願第3号、件名、平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する請願。審査結果、採択すべきもの。

以上でございます。

- 議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員長の審査結果報告を終わります。
本請願の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第3号を採択いたします。

請願第3号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号、平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する請願は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎委員会報告第4号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、委員会報告第4号、経済文教常任委員会審査報告、請願第4号、TPP協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する請願を議題といたします。

本件につきましては、審査結果が議長宛に報告されていますので、所管経済文教常任委員会から報告を求めます。

経済文教常任委員長、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） 議長の指示でございますので、報告いたします。

委員会報告第4号。経済文教常任委員会審査報告書。本委員会に付託の請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。議案の番号、請願第4号、件名、TPP協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する請願。審査結果、採択すべきもの。

以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員長の審査結果報告を終わります。

本請願の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第4号を採決いたします。

請願第4号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、請願第4号、TPP協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎委員会報告第5号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、委員会報告第5号、経済文教常任委員会審査報告、請願第5号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願を議題といたします。

本件につきましては、審査結果が議長宛に報告されていますので、所管経済文教常任委員会から報告を求めます。

経済文教常任委員長、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） 議長の指示でございますので、報告いたします。

委員会報告第5号。経済文教常任委員会審査報告書。本委員会に付託の請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。議案の番号、請願第5号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願。審査結果、採択すべきもの。

以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員長の審査結果報告を終わります。

本請願の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第5号を採決いたします。

請願第5号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、請願第5号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願は、委員長報告のとおり採択することに決定

いたしました。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま採択と決定をした請願第3号、請願第4号、請願第5号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配布のため暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

＜議案配布＞

◎日程の変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで事務局長より日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） それでは議事日程の変更について申し上げます。

皆様にお配りしております議事日程の表をご覧いただきたいと思います。お配りしております日程表の日程番号第10、意見書案第6号、市町村国保への国庫負担の抜本的増額を求める意見書の次に、日程第11として、意見書案第7号、平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書。日程第12、意見書案第8号、T P P協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する意見書。日程第13、意見書案第9号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を追加していただきまして、現在の日程第11を三つ繰り下げていただきまして、日程第11、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを、日程第14というように変更していただきまして、ご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5に入る前に、これから提案されます議案第50号から議案第52号の案件につきましては、12月7日の定例会議において、提案理由並びに内容の説明を終わっております。ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第50号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

6番、平沢豊勝君。

○6番（平沢豊勝君） ちょっとお尋ねを申し上げたいと思います。前回の説明でやや理解をしているわけですがけれども、この事業というのは、年次毎に、また増やしていけることのできるのか、それとも、この固定した中で進められていくのか、その辺をお聞かせいただきたいのと、それからもう一つ、地域交通の実践事業がされているわけなので、そういった中で、この過疎化対策の地域対策の中に、当然、入ってくるべきかと思うのですが

も、その辺はいかがでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 続いて答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） それでは6番議員さんのご質疑にお答えいたします。1点目の年次毎の追加は可能かということですが、今回23年度で対象とできるであろう事業を追加したものでございますので、24年度以降もこういった事業が発生した際には、北海道との協議の上で可能でございます。

2点目の地域公共交通の関係でございますが、これにつきましては、現在、搭載してございます資料の2、交通通信体系の整備の、(11)その他のところがございます、生活路線確保事業、こちらの方で包括といいますか、対応としてできるということでございます。よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 他に質疑ございますか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 3点ほどお聞きいたします。まず、1点目、今回追加が5件ほどありますが、金額的にどのくらいかかるようになっているのか。過疎債を利用するということですが、それがまず1点と。

2点目として、生活環境整備の6番の過疎地域自立促進特別事業で、町有施設解体事業とありますが、現在計画されている老朽化の町営施設、壊す所があるのかどうかということ。

一番最後のページの高校教育振興事業、平成23年追加ということですが、現在、農業高校に300万を助成してましたね。それとは関係無いのかどうか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） それでは3点、答弁を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） 1点目の金額につきましては、これは23年度というふうに理解すればよろしいですか。それともこれから27年度までの計画全てということでしょうか。

（樋坂議員：平成27年度までの全体との声） はい、少しお時間ください。

2点目の件ですけれども、町有住宅の解体につきましては、今後4年間の中で一定程度の、まだ老朽施設ございますので、これらを計画してございます。総額で今のところの計画ですが3,100万円程度の計画をもっているということでございます。

3点目の高校の関係でございますが、これは、議員がおっしゃったとおり農業高校への支援している事業を、今回対象にするための計画変更ということでございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに今の件以外で質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） なければ、今答弁もれが答弁できるまで暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（長谷川秀樹君） 総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） 1点目のご質疑ですが、これから5年間の合計額、五つの事業で9,264万3千円の予定でございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 9番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第51号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 2点ほどお聞きいたします。まず18ページ、高齢者福祉費ですね。その説明欄の16ですけれども、共生型施設事業、今回の説明で、明和会の方に浄化槽の不足分ということで37万8千円の補正ですが、それに関して、吉野園を無償で明和会に譲渡したわけですよね。そこで、この施設を解体するに当たって、解体するのは明和会なのか町なのか、どこがメインになって解体するのかという点と。その解体業者はどこかお聞きしたいと思います。

2点目、20ページの未来につなぐ森づくり推進事業とあるのですが、未来につなぐ森づくりって特定の場所があるのですか。森づくりのための特定の場所を指して、新植の面積が増えたということ言ったように聞こえたのですが、その未来につなぐ森の場所がどこかにあって事業を実施するものなのかどうか、その内容をお伺いします。

○議長（長谷川秀樹君） それでは最初の1点目、答弁を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） ご質疑の1点目ですが、明和会に吉野園を譲渡した際の条件

で、利用に付さなくなった時には、解体して更地に戻すというような条件の取り決めをしてございます。今回の解体工事は明和会が発注し、そのかかった費用については、町の方で支援するというような形で今回予算を計上したものでございます。

従いまして、明和会が発注し解体工事を行ったところでございます。受注業者につきましては、株式会社久保田組というふうに明和会側から報告を受けてございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは2点目、産業振興課長。

○産業振興課長（後木祥一君） 9番議員さんの未来につなぐ森という、何か特定の場所があるのかというご質問ですが、そういう意味ではございませんで、民有林、民間人が持っている山林に造林をする場合この事業が適用になるということで、制度として未来につなぐ森づくり事業というメニューがあるということでございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

はい、6番、平沢豊勝君。

○6番（平沢豊勝君） 22ページの商工振興費の中の、商工会館の移転のことについて伺いたします。当然、移転をするということであれば、現在の商工会館をどのようにするかということも、話されているのかなと、こんなことを思っていますが、恐らくかなり年数も経っているということで、今後どのようにするのか、また、解体するのであればどの位かかるのか、いつ頃解体するのかなど見通しがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（佐川 純君） それではお答えをいたします。現在、商工会が使っている建物が、商工会が移転した後、その建物についてはどうするかというご質問でございませけれども、現在、先だって説明申し上げましたとおり、老朽化によって補修の必要性も出てきたということでもありますから、その辺の状況をしっかりと調査をしなきゃなりませんけれども、もう一つは、役場庁舎の耐震も行うわけでもありますけれども、それによっては、その工事期間中移転するとか、その場を借りてということも考えられますので、現在のところは、商工会が移転した後すぐ壊すとか、何かに使うということは今のところは考えておりません。

それで、今ほど申し上げました役場庁舎のこともありますから、それらを含めて今後検討した上で、使用方法、利用方法を検討していきたいと、現在のところそのように思っております、以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

7番、長名 實君。

○7番（長名 實君） 12ページの生活のしづらさなどに関する調査ということがありますが、この調査の内容がわかれば教えていただきたい。また、その調査する業者といたしますか、どのようなところに発注する予定でいるかお伺します。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹原誠二君） それでは7番議員さんのご質問にお答えを申し上げます。この生活のしづらさに関する調査につきましては、厚生労働省から町へ委託という形の調査であります。これについては、厚生労働省が抜き打ちといいましょうか、特定の機関ではなくて、抜き打ちで地区を選定して調査をするということになっておりまして、調査対象区としては、花月区8町内の4、5、6班、全28世帯を対象に12月1日付けをもちまして、住まいだとか、暮らし、障がい内容や支援など31の設問を設けて調査をしているのもでございます。

なお、この対象者は、障がい者手帳を持っている方、あるいは、同等の障がいを感じていらっしゃる方ということで、結果としましては、4世帯5名の方に調査表を送付させていただいたところであります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第52号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 9ページの還付金ですが、これは単年度だけの還付金なのか、それとも数年遡った分もあるのかどうか、お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁もとめます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご答弁申し上げます。今回の還付金につきましては、平成19年度から22年度分にかかる還付でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今、平成19年から22年度分ということですが、単年度では分からないということがあるということなのですか。普通は単年度で決済していけば一番良いのですけどね、そうならないという理由をお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） はい、住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご答弁申し上げます。今回の還付金で補正をした理由でございますけれども、この還付金が発生する主な理由といたしまして、本人が国民健康保険から脱退した場合。例えば社会保険に加入したという時に、ご本人が脱退手続きをするということとなります。その場合、本人が国民健康保険からの脱退の手続きに気づかず行われていなかったということが一番多い要因でございます。そこで、法に基づいて5年前からの分について手続きを行ったいただき還付金で支払おうとするものでございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、意見書案第4号、免税軽油制度の継続を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

3番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは、ただ今上程いただきました意見書案第4号について、内容の説明を申し上げたいと思います。なお、内容の説明については、次ページの意見書を朗読し、説明に代えたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

提出者、賛成者については記載のとおりでございます。

免税軽油制度の継続を求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出するというところでございます。次ページをお開きいただきたいと思います。

免税軽油制度の継続を求める意見書。

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化された。これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使用される軽油について設けられている免税制度が平成24年3月末で廃止される状況にある。

スキー場事業では、ゲレンデ整備に使う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口減少等現在でさえ厳しい経営環境を圧迫し、スキー場の経営はさらに厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

新十津川町におけるスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車で軽油を使用しており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場の経営維持に本制度は不可欠なものとなっている。

よって、国においては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというところでございます。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣となっています。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

はい、長名實君。

○7番（長名 實君） この意見書に反対するものではございませんが、文面を見ますとスキー場に限られた地域のことです。文章の最後の方に観光産業、農林水産業、あるいはまた、幅広い産業ということがありますが、この幅広い産業が主になるような文面の方が良いのではなかろうかと思うのですが、スキー場に限る理由があるのなら、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

青田委員長。

○議会運営委員長（青田良一君） この件につきましては、免税軽油制度の主な対象になっているのが、本町のスキー場の圧雪車、あるいはリフト等がこの対象になっているということから、本議会から提出する内容としては、スキー場にウェイトをおいた形の中での意見書を提出するというところでございます。

最後の文面の方につきましては、北海道観光とか農業にも少なからず影響があることから、このような文面を添えた形にまとめたわけでございます。この点について、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。
ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、意見書案第4号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第4号、免税軽油制度の継続を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣といたします。

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、意見書案第5号、原発に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

3番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） 上程いただきました意見書案第5号について、内容の説明をさせていただきたいと思います。内容の説明につきましては、朗読をもってこれに代えたいと思います。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

原発に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出するというので、裏面をお開きいただきたいと思います。

原発に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書。

3月11日の大地震、大津波による東京電力福島第一原子力発電所の重大事故は、原子力史上最悪の事態となり、世界を震撼させた。原子炉の冷却機能が失われ、炉心溶融、海への汚染水の放出、広範囲にわたる放射性物質の拡散など収束のめどはなく、原子力の「安全神話」は根底から崩れ去った。

この福島原発事故は、国際評価尺度で最高のレベル7となった。そうした中、乳幼児、

妊婦などを優先的に政府の責任と補償に基づいて避難させることが緊急であるにもかかわらず、政府は「直ちに健康に影響が出るレベルではない」などとし、事実上子どもの被ばく量として原発労働者並みの「年間20ミリシーベルトを基準」にしたことは大きな問題である。

チェルノブイリ原発事故から25年が経過したが、汚染された土壌、空気、水、食料などによる内部被ばくにより、現地では今なお多くの人々が甲状腺がんや小児白血病で苦しんでいると聞く。原発に頼らないエネルギー源として、日本には水力や太陽光、風力など豊かな自然エネルギー源が存在している。さらにG8ドービル・サミットでは、「自然エネルギーを2020年に20%に引き上げる」ことを国際公約として掲げている。

今日的状況を踏まえ、計画的に原発に頼らないエネルギーへ転換することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣となっております。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号、原発に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣といたします。

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、意見書案第6号、市町村国保への国庫負担の抜本的増額を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

3番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） ただ今上程いただきました意見書案第6号について、内容の説明をさせていただきます。なお、説明は朗読もって説明に代えたいと思います。よろしくお願ひします。

提出者、賛成者については記載のとおりでございます。

市町村国保への国庫負担の抜本的増額を求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。裏面をお開きいただきたいと思ひます。

市町村国保への国庫負担の抜本的増額を求める意見書。

今日、市町村の国民健康保険事業は、加入者が高齢者や低所得者などが多いことから、財政基盤がぜい弱であり、厳しい市町村の財政状況の下で、毎年、一般会計からの多額の繰り入れを行い、被保険者の保険料の負担軽減を図るなど、厳しい事業運営を強いられている。また、保険料の高額負担に耐えかね、受診を抑制する事態も生まれている。

こうした中で、普通調整交付金の減額措置や医療費負担の軽減による地域住民の福祉向上を目的とした地方単独事業に対して、国庫負担金等の減額措置が行われることは、市町村及び国民健康保険事業の財政をますます圧迫することとなり、国民健康保険事業の安定的運営と低所得層等の保険料負担軽減を図ることは、もはや市町村の努力にも限界があり極めて困難な状況にある。

今、国民が安心して医療にかかれる社会保障制度としての国民健康保険の再生が切実に求められている。

よって、政府においては、市町村の国民健康保険事業を安定的に運営するため、国庫負担の引き上げを講じるなど、財政措置の大幅な拡充をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣となっております。

議員各位のご賛同をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号、市町村国保への国庫負担の抜本的増額を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣といたします。

これより11時まで休憩といたします。

（午前10時49分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、意見書案第7号、平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） 議長より指示がございましたので、意見書案第7号について説明を申し上げます。

新十津川町議会議長、長谷川秀樹様。提出者、賛成者については記載のとおりでございます。

平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。朗読をもって説明と代えさせていただきます。

平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書。

平成23年3月11日発生した東日本大震災と福島第一原発の事故は、我々日本人がかつて経験したことの無い精神的苦痛と甚大な被害をもたらしていますが、当面する緊急かつ最優先の課題は、原発事故の収拾と損害賠償を含む被災地の復旧・復興であります。

こうした中、政府は7月29日、「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定するとともに、8月15日、日本の再生に向けた取組を再スタートするための「政策推進の全体像」を閣議決定し、国家戦略やエネルギー・環境政策の再設計のほか、TPP交渉参加表明を行い、依然、高いレベルでの経済連携を進める姿勢は変えていないところであります。

このような未曾有の国難に対して、被災地の復旧・復興の支援は基より、我が国の食料安定供給へのさらなる貢献を果たすという使命感に立ち、北海道が持つ潜在能力を最大限に発揮し持続可能な農業の確立を図るため、平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に

あたり、次の要旨を踏まえた意見書を提出いたします。

記。1、日本経済・社会の再建と国内農業対策。

(1) 東日本大震災ならびに福島第一原発事故の被災地の農林漁業の再建、安全・安心を最優先にしたエネルギー政策の再構築ならびに内需拡大を重視した日本経済・社会の再建に全力で取り組むこと。

(2) 国内農業対策の検討にあたっては、災害にも強い食料供給基地の建設と国の構造改革に着実に取り組んできた地域の経営実態などその課題点を真摯に洗い出した上で、経営形態別の目標とすべき構造ならびに経営展望の明示、それを実現するために主業的経営体が真に必要なとする政策を確立すること。

(3) 自給率目標の達成に向けては、国産農畜産物が確実に輸入農畜産物に置き換わるための誘導策を食料・農業・農村政策のみならず、税制・食品産業対策など省庁横断的な政策体系としてパッケージで仕組むこと。

2、包括的経済連携等貿易交渉対策。過去の国会決議などに基づき、これまで同様すべての貿易交渉（WTO・二国間FTA・EPA）にあたり、例外措置として重要品目の関税を維持する交渉姿勢を貫くことが必要と考えます。よって、例外なき関税撤廃を原則とするTPPへの参加は断じて行わないこと。

3、政策の安定的継続と財源確保。戸別所得補償制度をはじめとする農業政策については、これまで努力してきた生産者・産地の取り組みを尊重するとともに、24年度予算においても万全の財源を確保し、生産者が安心して営農に取り組めるよう制度の法制化等中長期的に安定して継続される政策とすること。

4、生産基盤確保対策。農業の生産性向上には、ほ場の基盤整備、排水対策ならびに農畜産物の集出荷・調整施設等の生産基盤の確立と優良品種や技術の試験研究・開発が重要であり、併せて生産現場への組織的普及活動が不可欠であることから、これらに必要な万全な予算を確保すること。

5、税制改正要望対策。軽油引取税やA重油の石油石炭税の課税免除措置の恒久化など、農業経営の安定に必要な税制措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

平成23年12月9日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹。

提出者は記載のとおりでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号、平成24年度農業予算編成ならびに税制改正に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣といたします。

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、意見書案第8号、T P P協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） 議長より指示がございましたので、意見書案第8号について説明を申し上げます。

新十津川町議会議長、長谷川秀樹様。提出者、賛成者については記載のとおりでございます。

T P P協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。朗読をもって説明と代えさせていただきます。

T P P協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する意見書。

野田総理大臣は11月11日、「T P P協定交渉参加に向けて関係国との協議を開始する」と表明しました。

農林水産業などを基幹産業とする北海道においては、関税撤廃を原則とするT P P協定が締結され、何ら対策がなされなかった場合には、関連産業を含め2兆円を超える影響が生じ、道民の暮らしと経済の支柱が失われ、地域そのものが立ちゆかなくなる恐れがあるとともに、わが国の食料安全保障を根底から揺るがすことになる。

さらに、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にもかかわる問題である。

このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長、国会議員もT P P協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めていた。

こうした中で、国民に対して情報提供がなされず、国民合意がないまま、交渉参加に向

けた関係国との協議の開始を総理大臣が表明したことは極めて遺憾である。

よって、国においては、T P P協定が地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについて十分な情報提供とあわせて、国民的な議論を行うとともに、引き続き、道民・国民合意のないまま、関税撤廃を原則とするT P P協定には参加しないことを重ねて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月9日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹。

提出先は記載のとおりでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号、T P P協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣といたします。

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、意見書案第9号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） 議長より指示がございましたので、意見書案第9号について説明を申し上げます。

新十津川町議会議長、長谷川秀樹様。提出者、賛成者につきましては、記載のとおりで

ございます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。朗読をもって説明と代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。政府は「地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外」とすることを閣議決定し、また、全国知事会等地方6団体も同様の意向を示したことから義務教育費国庫負担金については、一括交付金化しない方向で検討がすすめられています。

しかし、政府内には一括交付金化への言及があるなど、その意図が払拭されていないことから、今後も義務教育費国庫負担制度堅持の取り組みをすすめていくことが重要です。義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/2へ復元するなどの拡充が必要です。

文科省は昨年、30年ぶりに40人学級を見直し、35人、30人学級をめざした「新・教職員定数改善計画」を策定し、初年度分として8,300人の教職員定数改善を要望したが、2,300人（純増300人）の定数改善による小学校1年生の35人学級の実現にとどまりました。学校現場では教職員の拡充は喫緊の課題となっており、子どもたちに行き届いた教育を保障するため、「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

今年度の政府予算においても「高校授業料無償化」「子ども手当」が引き続き計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの保護者負担が存在しています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が生じており、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要です。

よって、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元と「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を強く要望いたします。

記。1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。

2、文部科学省「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期に実現すること。当面、小学校2年生～中学

3年生の学級編成基準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育環境を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月9日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹。

提出先は記載のとおりでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣といたします。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、閉会中の委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会並びに議会運営委員会から、地方自治法第109条第9項及び第109条の2の規定、また、新十津川町議会会議規則第73条の規定に基づき、申し出がございましたので、これを許可す

ることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定いたします。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

したがって、平成23年第4回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前11時21分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員